

目次

遵守報告書（様式第 3 号）	2
Ⅰ. 指定事業者の事業の概要に関する事項	4
Ⅱ. 法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項	6
法第 5 条及び法第 10 条	7
法第 6 条	10
法第 7 条第 1 号	14
法第 7 条第 2 号	20
法第 8 条第 1 号	24
法第 8 条第 2 号	26
法第 8 条第 3 号	28
法第 8 条第 4 号	37
法第 9 条	37
法第 11 条	38
法第 12 条第 1 号イ及び第 2 号イ	40
法第 12 条第 1 号ロ	41
法第 12 条第 1 号ハ	42
法第 12 条第 1 号ニ	43
法第 12 条第 2 号ロ	44
法第 13 条	45
Ⅲ. その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項	51
Ⅳ. 遵守報告書付属文書 - 用語集	52

遵守報告書（様式第3号）

2025年12月18日

公正取引委員会 御中

氏名又は名称：Apple Inc.

住所又は所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州クーパティノ、アップル・パーク・ウェイ1番地

法人番号：該当なし

代表者の役職名及び氏名：

氏名又は名称：iTunes 株式会社

住所又は所在地：〒106-0043 東京都港区六本木 6-10-1

法人番号：8011101043359

代表者の役職名及び氏名：

連絡先部署名：

住所又は所在地（郵便番号）：

担当者の役職名及び氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

2025年3月26日、公正取引委員会（以下「**貴委員会**」といいます。）は、Apple Inc.及びiTunes 株式会社¹（以下「**Apple**」といいます。）を、iOS²、App Store³、Safari⁴に関して、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）（以下「**スマホ法**」又は「**本法**」といいます。）に基づく指定事業者として指定しました。

Apple の最優先事項は、お客様の生活を豊かにする素晴らしい製品を作ることです。日本のユーザーやサードパーティ製ソフトウェアアプリデベロッパ（以下「**デベロッパ**」とい

¹ Apple Inc.はiOS、App Store 及び Safari に関して指定され、iTunes 株式会社は App Store に関してのみ指定されました。

² Apple の基本動作ソフトウェア。

³ 参照の便宜上、Apple は本報告書において、iOS App Store を指す用語として App Store を用いています。

⁴ Apple のウェブブラウザ。

います。)の皆様が、数十年にわたり Apple とその製品に信頼を寄せてくださっていることを光榮に思います。Apple は日本の法令を遵守し、スマートフォンユーザーの皆様とデベロッパの皆様、品質、セキュリティ及びプライバシーを重視した体験を提供し続けることをお約束いたします。Apple は、ハードウェア、ソフトウェア及びサービスをシームレスに統合し、ユーザーの皆様に愛される製品を、箱から出したその瞬間から直感的で使いやすいものとなるよう、慎重かつ意図して設計しています。Apple は、ユーザーの皆様の最も機密性の高い情報をセーフガードするよう製品を設計しており、プライバシーとセキュリティという Apple の中核的価値観に対する比類なき取り組みを信頼されているからこそ、多くのユーザーが Apple 製品を選択してくださっています。

* * *

約 20 年間にわたり、Apple は iPhone⁵上でこれらの約束を果たし、日本及び世界中のお客様に喜びをもたらすエコシステムを慎重に創造してまいりました。同時に、デベロッパの方々にとって類まれなる経済的機会も創出してまいりました。iOS、Safari 及び App Store は、このエンドトゥーエンドのシステムにおいて不可欠かつ緊密に統合された構成要素となっています。

iPhone では、ユーザーの皆様は集中管理され信頼できる App Store を通じて、デベロッパによる革新的で優れたアプリを簡単にご利用いただけます。App Store では、すべてのデベロッパが同じルールに従い、ユーザーの皆様は、サイバーセキュリティの維持、ユーザープライバシーの保護、未成年者やその他の脆弱なスマートフォンユーザーのセーフガード、異常なデバイス動作からの保護、iPhone を介した犯罪行為への関与リスクの低減、そして知的財産権の保護に資する各種の保護策に依拠することができます。Apple は、すべてのアプリについて、プライバシー、安全性、セキュリティ及びパフォーマンスに関する Apple の基準を満たしていることを確認するため、App Store に提出されたとき及び更新されるたびに、審査を行います。Apple の人間による審査チームは、毎週約 12 万件のアプリ及びアプリの更新を審査しています。昨年だけで、Apple は潜在的な安全リスクを理由に全世界で 116,105 件のアプリを却下しました。また、詐欺行為を目的とした 38,315 件のアプリを App Store から削除したほか、知的財産権を侵害した数千件のアプリも削除しています。

Apple は、日本における活発なデベロッパコミュニティを大変誇りに思っています。Apple は、デベロッパの皆様が素晴らしいアプリを構築するために活用される、安定した信頼性の高いプラットフォームと驚異的なテクノロジーを提供しています。これには 25 万を超えるアプリケーションプログラミングインターフェース（以下「API」といいます。

⁵ Apple のスマートフォン。

す。)、40 を超えるソフトウェア開発キット (以下「**SDK**」といいます。) などが含まれます。さらに Apple は、デベロッパが世界 175 の国・地域で 40 の言語に対応した素晴らしいアプリを開発・提供するために活用するツールとサービスを拡大し続けており、継続的に投資しています。ユーザーが Apple の保護への取組を信頼しているからこそ、よく知られている、恒常的なリスクが存在するにもかかわらず、サードパーティアプリは、特に小規模で知名度の低いデベロッパであっても、驚くべき成功を収めることができてまいりました。

本法の新たな要件に基づき、Apple は長年にわたり成功を収めてきたアプリ配信手法及び iOS プラットフォーム全体に変更を加えざるを得ませんでした⁶。Apple は、これらの変更が日本のお客様にとって Apple に期待するスマートフォン体験に悪影響を及ぼすことを懸念しています。スマホ法が Apple に導入を義務付ける新たな選択肢は、新たに増大するプライバシー及びセキュリティのリスクをもたらします。Apple はこれらのリスクを軽減するための保護策を導入しましたが、こうしたセーフガードを実施してもなお、多くのリスクが残存しています。Apple は、法の要件を満たしつつ、自社の高いセキュリティ・プライバシー基準を維持しながら新機能を導入するため、数千時間もの時間を費やしています。また、スマホ法が求める代替アプリマーケットプレイス、代替決済手段、OS アクセスに関する要件が、マルウェア、詐欺及び不正行為だけでなく、プライバシー、セキュリティ及び安全性のリスクの新たな経路を開くことも懸念しています。

Apple は、スマホ法を遵守しつつ、ユーザーのセキュリティ、プライバシー及び安全性を最大限に保護する方法で、引き続き素晴らしい製品を提供してまいります。

本法第 14 条第 1 項の規定に基づき、Apple は下記のとおり報告いたします。

I. 指定事業者の事業の概要に関する事項

(i) 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

(1) この情報は、Apple のウェブサイト⁷で公開されています。

- iOS 及び Safari の利用に適用される利用規約は、iOS ソフトウェア使用許諾契約 (以下「**SLA**」といいます。) に記載されています⁸。

⁶ これらの変更点の概要は、<https://developer.apple.com/jp/support/app-distribution-in-japan/> でご覧いただけます。

⁷ <https://developer.apple.com/jp/support/terms/> で閲覧可能な Apple のデベロッパサポートページを含みます。

⁸ <https://www.apple.com/jp/legal/sla/>

- デベロッパによる App Store 及び Apple テクノロジーの利用に適用される利用規約は、Apple デベロッパプログラム使用許諾契約（以下「**DPLA**」といいます。）に規定されており、これには別紙及び添付書類⁹、Apple Developer 契約（以下「**ADA**」といいます。）が含まれます¹⁰。
- App Review ガイドライン（公証に関するガイドラインを含む。）¹¹
- 代替アプリマーケットプレイスによる iOS の利用に適用される利用規約は、DPLA（その別紙及び特定の添付書類を含む。）に規定されています¹²。

(ii) 前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第 14 条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

- (2) 本報告書は、Apple が本法に基づき初めて提出する遵守報告書であるため、該当事項はありません。

(iii) 特定のソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（当該ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

- (3) iOS の仕様は、Apple のデベロッパ向けドキュメントで公開されています¹³。Apple は、Apple の世界開発者会議（以下「**WWDC**」といいます。）¹⁴やその他の公式発表でも iOS の仕様について説明しています。

⁹ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

¹⁰ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-agreement/Apple-Developer-Agreement-20250318-Japanese.pdf>

¹¹ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>参照。特に 3.では、デベロッパ向けビジネスモデルのガイドラインが定められています。本文書において App Review ガイドラインに言及する場合、特に断りがない限り、代替アプリマーケットプレイス及び代替アプリマーケットプレイスを通じて配信されるアプリに関する公証のサブセットにも当てはまります。

¹² 公証に関するガイドラインのみを表示するには、目次の下にある「公証に関するガイドラインのみをハイライトする」のチェックボックスにチェックを入れてください。<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>

¹³ <https://developer.apple.com/jp/documentation/>

¹⁴ <https://developer.apple.com/jp/wwdc25/>

- (4) Apple は、DPLA 及びその別紙¹⁵において、App Store におけるランキング及び発見可能性を決定するために使用される主要なパラメータに関する情報を提供しています。これには、デベロッパがユーザーを惹きつけるために自社アプリに関する情報を強調するためのパラメータも含まれます。
- (5) Apple は、Safari Technology Preview¹⁶、Safari ベータ版リリースノート¹⁷、iOS リリースノート¹⁸、及び Safari リソースページ¹⁹からアクセス可能なその他の資料を通じて、Safari の仕様を公開しています。

(iv) 前号の仕様について、前回提出した法第 14 条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

- (6) 本報告書は、Apple が本法に基づき初めて提出する遵守報告書であるため、該当事項はありません。

II. 法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

(i) 法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守するものであることの説明（スマートフォンの表示画面その他の画像を用いた説明を含む。）、当該措置を実施した時期、当該措置の対象となる商品又は役務及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーザーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容、並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。）

- (7) Apple は、本法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置を、条項ごとに整理して以下に示します。

¹⁵ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

¹⁶ <https://developer.apple.com/safari/technology-preview/>

¹⁷ <https://developer.apple.com/documentation/safari-release-notes>

¹⁸ <https://developer.apple.com/documentation/ios-ipados-release-notes>

¹⁹ <https://developer.apple.com/safari/resources/>

法第 5 条及び法第 10 条

- (8) 第 5 条は、指定事業者が、基本動作ソフトウェア（以下「OS」といいます。）²⁰、アプリストア及びブラウザを通じて事業者から収集したデータを、自社の製品又はサービスに不当な優位性を与える目的で利用することを防止することに焦点を当てています。第 10 条は、この文脈における情報開示に関する要件を定めています。
- (9) 日本及び世界各国において、Apple は、iOS、App Store 及び Safari から得られるデータを活用し、ユーザー及びデベロッパに対して、安全で信頼性が高く、セキュアなプラットフォームを提供しています。これにはバグ修正、ユーザーサポートその他の保守対応が含まれ、場合によっては、Apple のソフトウェア及び製品の改善も行われます。これにより、事業者及び消費者が期待し、信頼して利用している高い水準の機能及び品質の維持が図られています（下記表 1 から 3 をご参照ください。）。このような文脈において、Apple が iOS、App Store、Safari を通じて事業者からデータを収集することがありますが、Apple は当該データを、当該事業者と競争する目的で使用することはありません。
- (10) Apple は、API についても同様のアプローチを採用しています。一定の場合には、例えば、不正利用の防止やユーザーの保護を目的として、あるいは、利用実態がなくなった場合や陳腐化した場合に API を非推奨にすべきかどうかを判断するために、Apple はデベロッパによる API の利用状況に関するデバイス分析データを使用することがあります。
- (11) Apple の Worldwide Developer Relations（以下「WWDR」といいます。）チームも、デベロッパ支援の一環としてデバイス分析データを使用しています。これにより Apple は、デベロッパが Apple のフレームワーク又は API を利用する際に直面している課題を特定し、積極的にガイダンスを提供することが可能となります。こうした支援は、ベストプラクティスの推進や、API の安全かつ効果的な利用の支援に資するものです。

表 1 – OS (iOS)

収集される事業者データのカテゴリ	収集及び利用の目的
------------------	-----------

²⁰ 本報告書において、Apple が「iOS」という用語を使用する場合、これは特に、本法の適用範囲における Apple の基本動作ソフトウェア（すなわち、iPhone の基本動作ソフトウェア）を指します。

<p>デバイス及びアプリの分析データ：オプションしたユーザーから取得される非個人識別情報。iOS デバイス上におけるサードパーティアプリのパフォーマンスに関する情報や、iOS の API、フレームワーク又は機能の利用状況に関する情報を含みます。</p>	<p>iOS のパフォーマンス、安定性、ドキュメンテーション及びデベロッパ向けツールを改善し、プラットフォームを利用する事業者ユーザーの利用を直接的に支援するために使用されます。</p>
<p>デベロッパからのフィードバック及びテストデータ（バグ報告、機能要望、ベータテスト結果等。例えば、フィードバックアシスタント*を通じてデベロッパが Apple に提供する情報）。</p> <p><small>*本報告書のパラグラフ(162)で詳述。</small></p>	<p>技術的な問題を特定し、iOS の機能を改善するために使用されます。</p>

表 2 – アプリストア (App Store)

収集される事業者データのカテゴリ	収集及び利用の目的
<p>アプリのメタデータ及びコンテンツデータ（アプリの説明、カテゴリ、年齢区分等、デベロッパが提供するアプリ情報）。</p>	<p>App Store における発見性及び検索の支援のために使用されます。また、年齢区分及びコンテンツ申告に関するメタデータは、ペアレンタルコントロール及び地域別ルールの運用を支援するためにも使用されます。</p>
<p>エンゲージメントデータ（ユーザーが App Store 上でデベロッパのアプリをどのように発見し、どのように利用しているかに関する情報）。</p>	<p>App Store のパフォーマンス改善及びパーソナライズのために使用されます。</p>
<p>ダウンロード及び取引データ（アプリのダウンロード数、Apple のアプリ内課金及びサブスクリプションの売上、収益データ）。</p>	<p>App Store マーケットプレイスの運営（例えば、デベロッパへの支払い額の算定）のために使用されるほか、不正検知、濫用防止及びパーソナライズのためにも使用されます。</p>

デベロッパのアカウント及びプロフィールデータ（デベロッパ又は事業者に関する情報。名称、連絡先、税務／銀行口座情報等）。	デベロッパの本人確認、デベロッパアカウントの登録及び管理、並びに支払及び必要な税務報告機能の実行を可能とするために使用されます。
---	--

表 3 – ブラウザ (Safari)

収集される事業者データのカテゴリ	収集及び利用の目的
Safari 拡張機能の有効化に関する情報（拡張機能が有効化されているユニークデバイス数を含むレポート）。	互換性に関する問題の検出及び解決のために使用されます。
検索された、頻繁に閲覧される、又は人気のあるウェブサイトに関する限定的かつ非個人識別のデータ。	セキュリティ機能の提供及び Safari 並びに検索のユーザビリティ及びパフォーマンス改善のために使用されます。

- (12) Apple は、事業者から収集したデータの不正利用を防止するため、厳格な内部アクセス管理及び承認プロセスを整備しています。これらの管理及びプロセスは、Apple において厳格に運用されています。
- (13) Apple は、App Store のビジネスチームを、Apple の各サービス及びソフトウェアアプリ並びに App Review の審査チームから独立して管理しています。各チームには、それぞれ異なる上級管理責任者が配置されています。サードパーティによる Apple のテクノロジー及び iOS の API へのアクセスについても、App Store のビジネスチーム、App Review の審査チーム、Apple のサービスを管理するチームとは別個に管理されています。
- (14) Apple はまた、事前の法務レビュー及び承認なしに関連データがアクセスされることを防止するため、厳格なデータ利用ポリシー及び技術的管理措置を整備しています。Apple の従業員は、これらのポリシー及び関連する規制要件について定期的な研修を受けており、データガバナンス及びデータ利用に関して最高水準を遵守することが確保されています。特に、内部ファイアウォールにより、データは業務上必要な範囲に限定した上で社内でのみアクセス及び共有されることが確保されています。Apple のアプリ又はサービスに関わる業務を担当する従業員は、サードパーテ

ィアプリに関連する非公開データにアクセスすることはできません。これらのポリシーを技術的に担保するため、Apple は、データマッピング及びデータタグ付け、並びに堅牢なアクセス制御を実装しています。Apple は、サードパーティアプリに関するデータを含むデータセットについて、その説明、利用目的及び利用方法を記載した注釈を付しています。Apple は、これらのデータタグを用いて、自社のシステムに保存されているデータの利用に関する管理及び制御を行っています。

- (15) Apple におけるデータの不正利用防止に関するプロセスは、内部監査の対象となっており、当該内部監査では、データインベントリの網羅性の検証、データタグ付けの完全性及び正確性を確認するためのデータセットのサンプルテスト、並びに実装されたプロセス及び管理措置の設計及び運用上の有効性の検証が行われています。内部監査は、定期的に、かつ、データの種類又はカテゴリ、データ登録簿及びデータインベントリの成熟度、過去の監査において特定された問題の結果及び重要性等、複数の要素を考慮した上で実施されます。これらの要素を踏まえ、当該プロセスは、Apple のプライバシー監査・コンプライアンスチームによって継続的に評価されています。
- (16) Apple が整備しているデータの利用及びアクセスに関するシステムの詳細は、以下の資料をご参照ください。 https://www.apple.com/legal/msca/jp/MSCA_Japanese.pdf
- (17) Apple は、2025 年 12 月 18 日より、Apple のデベロッパ向けウェブサイト (<https://developer.apple.com/jp/support/account-data-transfer-api/>) において、デベロッパによるデータ取得に関するリクエストの受付及び処理を開始しています²¹。

法第 6 条

- (18) 第 6 条は、指定事業者が設定する利用条件が、個別アプリ事業者に対して不公正又は不当に差別的な扱いをもたらさないこと（個別アプリ事業者がかかる条件に基づいて取引を実行する場合を含みます。）に焦点を当てています。

App Review ガイドライン(公証を含みます。)

- (19) Apple は、ユーザーが安心してアプリを入手できる体験と、デベロッパが成功を収める素晴らしい機会を提供したいと考えています。App Review ガイドラインは、デベロッパに対し、App Store で許可されるアプリを理解し、ユーザーが期待する

²¹ デベロッパ向けドキュメントについては、<https://developer.apple.com/documentation/accountdatatransfer> を参照してください。

信頼でき、安全な体験を確保するための、明確かつ透明性のあるルールを提供しています。

(20) App Review ガイドラインは 5 つの柱で構成されています。

- **安全性**。アプリはユーザーに物理的な危害を与えたり、デバイスを損傷したり又は不適切若しくは不快なコンテンツを含んではなりません²²。
- **パフォーマンス**。アプリは技術的に良好に動作し、優れたユーザー体験を提供する必要があります²³。
- **ビジネス**。Apple はデベロッパがアプリを多様な方法で収益化することを支援すると同時に、ユーザーを不当に標的にしたり巧みに誘導したりする特定のビジネスモデル（例えば、おとり商法）からユーザーを保護するよう努めています²⁴。
- **デザイン**。アプリは、シンプルでシームレスなユーザー体験を求める Apple のお客様の期待に沿うものでなければなりません²⁵。
- **法的事項**。アプリは、適用されるあらゆる法的要件（ユーザーのプライバシー保護に関するものを含みます。）に準拠している必要があります²⁶。

(21) App Review ガイドラインの詳細については、以下の App Review プロセスに関する説明でより詳細に記載します。

(22) Apple が、可能な限りプラットフォームのインテグリティとユーザーの安全性を保護しながら、スマホ法を遵守するために行った変更に伴い、すべての代替アプリマーケットプレイス及び代替アプリマーケットプレイス経由で配信されるすべてのアプリは、公証を受けることが要求されます²⁷。公証は、配信チャネルにかかわらずすべてのアプリに適用される基本レベルの審査です。代替アプリマーケットプレイス又は代替アプリマーケットプレイス経由でアプリを配信するデベロッパは、App Review ガイドラインの一部である公証に関するガイドラインに準拠する必要があります。

²² App Review ガイドラインのセクション 1.1~1.7。

²³ App Review ガイドラインのセクション 2.1~2.5。

²⁴ App Review ガイドラインのセクション 3.1~3.2。

²⁵ App Review ガイドラインのセクション 4.1~4.9。

²⁶ App Review ガイドラインのセクション 5.1~5.6。

²⁷ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>。公証に関するガイドラインのみを表示するには、目次の下にある「公証に関するガイドラインのみをハイライトする」のチェックボックスにチェックを入れてください。

ります。公証については、Apple によるスマホ法第 7 条第 1 号への遵守に関する、下記のパラグラフ(39)及び(40)で詳しく記載します。

- (23) App Review ガイドライン（ガイドラインの一部である公証を含みます。）は公開されており、差別的な取扱いをすることなく適用されます。これらの要件は、17 年間にわたり数百万のアプリを審査してきた経験に基づき策定・精査されてきたものであり、公正かつ合理的な考慮に基づく明確で客観的な基準を提供し、ユーザーとデベロッパコミュニティの双方に大きな便益をもたらします。
- (24) 下記のパラグラフ(39)及び(40)でさらに詳述するように、公証に関するガイドラインは、セキュリティとプライバシー、及びデバイスのインテグリティを維持するための基盤となるプラットフォームポリシーに焦点を当てています。Apple は、公証に関するガイドラインを含む App Review ガイドラインがすべてのデベロッパにとって容易に理解できることを確実にするよう努めており、日本及び世界中のデベロッパが Apple Developer Program のポータルを通じて提案できるフィードバックを歓迎しています。Apple は、デベロッパやユーザーからのフィードバック又は App Review の審査を通じて Apple が検知した新たな課題等に応じて、App Review ガイドラインを定期的に明確化・更新しています。この継続的なプロセスにより、Apple は App Review ガイドラインが新規・新興の課題やリスクに対応できる状態を維持しています。詳細と事例は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「**透明化法**」といいます。）に基づく Apple の報告書で確認できます²⁸。
- (25) 透明性を確保するため、Apple は App Review ガイドラインの変更点をすべて Apple Developer Program のメンバーにメールで通知し、デベロッパ向けウェブサイトのニュースセクションにも別途公開しています²⁹。これらの更新内容はすべて、30 日以内に Apple のウェブサイト日本語版も提供されます³⁰。

App Review の審査

- (26) Apple は、App Store に提出されたすべてのアプリ及びアップデート³¹されたすべてのアプリについて、App Review ガイドラインへの準拠を確認し、プライバシー、安全性、セキュリティ、パフォーマンスに関する Apple の基準を満たしている

²⁸ 2024 年版透明化法レポートについては、

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/pdf/2024_sannkou8.pdf を参照。

²⁹ 例えば、2025 年 11 月 13 日付の更新版については <https://developer.apple.com/jp/news/?id=ey6d8onl> を参照。

³⁰ <https://developer.apple.com/jp/news/> を参照。

³¹ 例えば、アプリが新しいバージョンを導入したり、新機能を追加したり、新しいプラットフォームに拡張したり、又は追加の Apple テクノロジーを使用する場合など。

ことを確認します。Apple の審査チームは、自動化と人的レビューを組み合わせ、毎週約 12 万件のアプリとアプリのアップデートを審査しています。現在、Apple は平均してアプリ提出の 90%を 24 時間以内に、ほぼすべてを 48 時間以内に審査しています。

- (27) App Review の審査はデベロッパに公正かつ透明性のある審査プロセスを提供します。Apple は App Review ガイドラインをすべてのデベロッパに等しく適用し、すべてのデベロッパが App Store で許可されるアプリに関する明確な指針を定めたガイドラインにアクセスできます³²。
- (28) App Review チームは、アプリが App Review ガイドラインに違反していると判断した場合、そのアプリ提出を却下します。極端なケースでは、App Review ガイドライン、DPLA、又は現地法への反復的又は重大な違反により、Apple がアプリを App Store から削除する場合があります。Apple は政府からの削除要請にも対応しており、これにより当該国においてアプリを削除することがあります。削除プロセスは DPLA に規定されています。昨年だけで、Apple は潜在的な安全リスクを理由に全世界で 116,105 件のアプリを却下しました。また、詐欺行為を理由に 38,315 件のアプリを App Store から削除し、知的財産権を侵害した数千件のアプリも削除しています。
- (29) デベロッパは特定のアプリ審査結果に異議がある場合、デベロッパ向けのポータルを通じて Apple の App Review の審査に異議申し立てを提出できます。また、アプリの却下について App Review チームと協議することも可能です。デベロッパは却下通知時に App Review チームへの連絡リンクを受け取り、アプリを再審査に提出するまでそのリンクは有効です。

App Store 手数料

- (30) Apple は、ユーザーとデベロッパの双方が信頼できる App Store の構築を目指しています。この実現に向け、過去 17 年間にわたり膨大なリソースを投じ、他に類を見ないデベロッパ体験を創出してきました。
- (31) App Store 経由でアプリを配信するデベロッパは、Apple が提供するキュレーション、発見性、技術的配信、その他多くの App Store サービスから恩恵を受けます。これには 175 の国・地域への配信に加え、すべてのアプリのためのホスティングや帯域幅、アップデートやアプリ内購入といった技術的なメリットが含まれます。Apple はデベロッパの知的財産保護を支援し、商標権や著作権を守るための紛争プ

³² 追加リソースは <https://developer.apple.com/jp/distribute/app-review/>で入手できます。

ロセスにおけるサポートも提供します。Apple は、事前予約、アプリ内イベント、カスタム製品ページ等多様なマーケティング機会を通じて、ユーザーがデベロッパのアプリを発見できるよう支援する取り組みでデベロッパをサポートします。デベロッパはまた、課金問題やアプリダウンロードに関する Apple のカスタマーサポート、業界をリードする不正防止対策の恩恵も受けられます。Apple は、デベロッパが App Store 外でアプリを配信する場合、これらのサービスをデベロッパに提供しません。

- (32) 下記パラグラフ(68)及び(69)で詳述するように、App Store がデベロッパに提供する価値を反映するため、App Store 経由で配信されるアプリを通じたデジタル商品・サービスの販売に対し、各販売で用いられる決済処理・コマースシステムにかかわらず手数料が課されます。この手数料は、iOS 及び App Store がデベロッパに提供する価値を実現する、幅広いツール、テクノロジー、サービスへの Apple の継続的な投資を反映したものです。この手数料は差別的ではなく、明確なルールに基づいています。App Store を通じてアプリを配信することを選択したすべてのデベロッパは手数料の対象となります。Apple は特定のデベロッパを区別することはありません。

法第 7 条第 1 号

- (33) 第 7 条第 1 号は、指定事業者が自らの OS 上で代替アプリマーケットプレイスの運営を可能とする点に焦点を当てています。スマホ法は、指定事業者が、一定の正当な理由に基づき制限を設けることを認めており、具体的には、スマートフォン利用におけるサイバーセキュリティの確保、ユーザーのプライバシーの保護、青少年の保護、スマートフォンの異常動作の防止、及びスマートフォンを通じた犯罪行為の防止のために講じられる措置がこれに含まれます。また、同法は、指定事業者が自己の知的財産権を保護する権利についても認めています（これらを総称して「**包括的正当化事由**」といいます。）。

代替アプリマーケットプレイス

- (34) 日本のデベロッパは、iOS 上において、代替アプリマーケットプレイスを通じたアプリ配信が可能です^{33 34}。

³³ <https://support.apple.com/ja-jp/118110> を参照。

³⁴ 2025 年 12 月 18 日現在、Apple は iOS 上で代替アプリマーケットプレイスの運営を許可していますが、現時点ではこの件に関する統計データその他の報告可能な情報はまだありません。

(35) 代替アプリマーケットプレイスは非常に強力なソフトウェアアプリであり、その性質上、通常アプリには認められていないスマートフォンの機能へのアクセスを必要とします。これには、ユーザーのスマートフォン上において、他のアプリをインストール、変更、当該アプリからデータにアクセスし、さらに削除する機能が含まれます。この結果、代替アプリマーケットプレイスを提供しようとするデベロッパは、包括的正当化事由に基づく一定の基準を満たす必要があります³⁵。代替アプリマーケットプレイスのデベロッパは、以下のいずれかを満たさなければなりません。

- Apple Developer Program のメンバーであって 2 年以上連続して健全な状態にあり、前暦年の iOS でのアプリの年間初回インストール数³⁶が全世界で 100 万回を超えていること。
- エンタイトルメント・プロフィールなど、デベロッパに提供された他の資料に記載された指示に従い、S&P、Fitch、又は Moody's により「BBB-」以上に格付けされた金融機関により発行された、100 万米ドル（又は現地通貨での同等額）の保証信用状を Apple に提供することに同意すること。この保証信用状は、マーケットプレイスでユーザーへのアプリ配信を開始してから少なくとも 6 か月間、その有効性が維持される必要があります。

(36) 代替アプリマーケットプレイスは、以下の要件を満たさなければなりません。

- 日本国内において iOS 専用に配信される新規バイナリであること（ただし、Apple が明示的に許可し、かつ、デベロッパがエンタイトルメント・プロフィールを取得している他の法域については、この限りではありません。）。
- その主たる目的が、アプリの発見及び配信であること。
- デベロッパ自身のウェブサイトからのみ配信されること。

(37) さらに、代替アプリマーケットプレイスのデベロッパは、以下の要件を満たさなければなりません³⁷。

- (i) 当該代替アプリマーケットプレイスを通じて他のデベロッパのアプリを配信する場合には、配信されるアプリに適用される、コンテンツ及びビジネスモデ

³⁵ これらの基準の詳細については、<https://developer.apple.com/jp/support/alternative-app-marketplace-jp/>で説明されています。

³⁶ 12 か月間の期間内にアカウントによってアプリが初めてインストールされた場合。

³⁷ これらの要件については、<https://developer.apple.com/jp/support/alternative-app-marketplace-jp/>をご覧ください。

ルに関する条件を含む規約を提供及び公開し、それらの規約に準拠するアプリを受け入れること、又は(ii)日本において iOS 上で、当該デベロッパ自身のアプリのみを配信すること。

- 透明性のあるデータ収集ポリシーを公開し、ユーザーが自分のデータの収集方法と使用方法をコントロールできるようにすること。
- 事業を行う法域に適用される法令に従うこと。
- 代替アプリマーケットプレイスでほかのデベロッパのアプリを配信する前にアプリによる知的財産権侵害がないことを確認する仕組みを導入すること。
- 自社の代替アプリマーケットプレイスにおいてアプリの掲載を削除するよう求める政府機関等の依頼への対応に責任を負うこと。
- 自社の代替アプリマーケットプレイスにおいて、悪意のある、又は違法なアプリ、アプリ内のアクティビティ、又は他のデベロッパを継続的に監視・検知し、問題が検出された場合は適切な措置を講じ、Apple からの関連の連絡に迅速に対応すること。
- Apple を含む他者の知的財産権を侵害するアプリを配信せず、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス又は同マーケットプレイスで提供されるアプリに関連する知的財産権紛争を処理するプロセスを提供すること。
- App Store からデベロッパ又はアプリのメタデータを含むメタデータをスクレイピング、マイニング、取得、キャッシュ、分析、又はインデックス化して、デベロッパの代替アプリマーケットプレイス又はウェブサイトで使用しないこと。
- デベロッパの代替アプリマーケットプレイスを通じて配信されたアプリ及び代替アプリマーケットプレイス自体について、バックアップからの復元及び再ダウンロードを無料で許可すること。

(38) すべての代替アプリマーケットプレイスの全バージョンは、公証審査を受けなければなりません³⁸。

(39) iOS アプリ向けの公証は、配信チャネルにかかわらずすべてのアプリに適用されるベースラインの審査であり、セキュリティとプライバシーに関するプラットフォーム

³⁸ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>。公証に関するガイドラインのみを表示するには、目次の下にある「公証に関するガイドラインのみをハイライトする」のチェックボックスにチェックを入れてください。

ムポリシーに焦点を当て、デバイスのインテグリティを維持するためのものです。公証では、自動チェックと人間による審査を組み合わせ、アプリに既知のマルウェアやウイルス、その他のセキュリティ上の脅威が含まれていないこと、期待通りに機能すること、ユーザーを悪質な不正行為にさらさないことを確認します。

(40) 公証では、主に以下の項目が確認されます。

- **正確性**：アプリは、そのデベロッパ、機能、費用をユーザーに正確に表示する必要があります。
- **機能性**：バイナリは審査ができる状態になっており、重大なバグやクラッシュがなく、iOS の最新バージョンと互換性があることが必要です。ユーザー体験に悪影響を与えるような方法でソフトウェアやハードウェアを操作してはなりません。
- **安全性**：アプリによって、ユーザーやほかの人に対する物理的危険が助長されてはなりません。
- **セキュリティ**：アプリは、マルウェア、疑わしいソフトウェア、又は望ましくないソフトウェアの配信を可能にしてはなりません。実行可能コードをダウンロードしたり、コンテナの外部の読み取りを行ったり、システムやデバイスのセキュリティを下げるようユーザーを誘導したりしてはなりません。また、透明性を提供する必要がある、いずれかの当事者がシステムやデバイスにアクセスしたり、システムやその他のソフトウェアを再構成したりする場合は、ユーザーの同意を得る必要があります。
- **プライバシー**：アプリは、ユーザーの認識なしに、又はそのアプリの明示された目的に反する方法で、機微な個人データを収集又は送信してはなりません。

(41) 代替アプリマーケットプレイスからインストールされたアプリの有効性を検証するため、代替アプリマーケットプレイスは、当該代替アプリマーケットプレイス自体及び当該マーケットプレイス上の各アプリのインストール³⁹ごとに、MarketplaceKit⁴⁰により定義されたスキームで始まる URL の一部として、インストール検証トークンを追加で提供しなければなりません。

³⁹ 初回インストール、再ダウンロード、更新、その他あらゆる形式のインストールを含みます。

⁴⁰ <https://developer.apple.com/documentation/marketplacekit>

- (42) ユーザーは、マーケットプレイスを提供するデベロッパのウェブサイトから代替アプリマーケットプレイスを直接ダウンロードすることができます⁴¹。
- (43) インストール手順においては、代替アプリマーケットプレイスであることが明確に示されるとともに、Apple が当該代替アプリマーケットプレイスについて責任を負わないこと、また、当該マーケットプレイス上で共有されるいかなるデータ及び当該マーケットプレイスを通じて行われるいかなる購入についても Apple が責任を負わないことが、スマートフォンのユーザーに明確に理解されるための十分な情報が提供されます⁴²。
- 代替アプリマーケットプレイスのインストール手順を開始するには、ユーザーはまず、スマートフォンのブラウザを通じて、承認されたデベロッパのウェブサイトアクセスする必要があります。ユーザーが代替アプリマーケットプレイスを初めてインストールする場合、Apple は、当該デベロッパがユーザーのスマートフォンにアプリマーケットプレイスをインストールしようとしている旨を通知するシステムインストールシートを表示します。ユーザーには、デベロッパのダウンロードページに留まるか、又はインストールを承認するためにスマートフォンの「設定」アプリに移動するかの選択肢が提供されます。
 - 代替アプリマーケットプレイスを初めてインストールした後は、ユーザーは、「設定」内において、代替アプリマーケットプレイスをインストールする前に表示されるシステムインストールシートを無効化することを選択できます。ユーザーは、インストールに関する設定を、いつでも「設定」内で変更することができます。
 - ユーザーが代替アプリマーケットプレイスに移行した後は Apple とのやり取りが行われなくなることを確実に認識できるよう、Apple は、2025 年 12 月 18 日以降、インストール過程において一定の情報をユーザーに提供する開示シートを実装しています。これには、(i)当該代替アプリマーケットプレイスに関してデベロッパが提供する情報を記載した開示シート、(ii)ユーザーのデータが第三者により利用される可能性に関する通知、及び(iii)当該代替アプリマーケットプレイスでは利用できない Apple のサービス及びツールに関する通知が含まれます⁴³。

⁴¹ <https://support.apple.com/ja-jp/117767> を参照。App Store からのみアプリをダウンロードすることを希望するユーザーは、設定画面で設定を変更できます。<https://support.apple.com/ja-jp/118128>。

⁴² インストール手順に関するガイダンスを含む詳細情報は、こちらでご確認いただけます。
<https://developer.apple.com/jp/support/alternative-app-marketplace-jp/>

⁴³ 例えば、Apple は、代替アプリマーケットプレイスを通じて支払われたアプリ、アプリ内購入、又はサブスクリプションに関する請求サポートや返金をお受けできません。<https://support.apple.com/ja-jp/118126>。

代替アプリマーケットプレイス経由で配信されるアプリ

- (44) ユーザーが対象となる代替アプリマーケットプレイスをスマートフォンにダウンロードすると、当該代替アプリマーケットプレイスからアプリをダウンロードすることが可能となります⁴⁴。
- (45) 代替アプリマーケットプレイスを通じて配信されるすべてのアプリのすべてのバージョンは、公証審査を受けなければなりません⁴⁵。公証の詳細については、上述のパラグラフ(39)及び(40)に記載されています。
- (46) 代替アプリマーケットプレイスでの配信を希望するデベロッパは、App Store Connect においてアップデートを行うことにより、既存の App Store 用バイナリを使用することができます。

App Store、代替アプリマーケットプレイス、及び代替アプリマーケットプレイス経由で配信されるアプリの手数料

- (47) Apple は日本のデベロッパ向けに新たな取引条件を導入しました。新条件には、Apple がデベロッパに提供している多様な価値を反映した料金体系が含まれています。これには、Apple の信頼性が高く安全なモバイルプラットフォーム、並びに、デベロッパが世界中のユーザーに向けて革新的なアプリを構築し共有するために、Apple がデベロッパに提供しているすべてのツール、テクノロジー及びサービスが含まれます。デベロッパが選択する配信又は決済の経路にかかわらず、これらの Apple による投資からすべてのデベロッパが恩恵を受けています。また、Apple は、代替アプリマーケットプレイスの代わりに、あるいはこれに加えて、引き続き App Store を通じてアプリを配信するデベロッパに対して、App Store における配信及び発見の機会を通じて価値を提供しているほか、決済処理及びコマースシステムを通じても価値を創出しています。従前の条件と同様に、無償アプリを提供するデベロッパ、又は物理的な商品のみを販売するデベロッパについては、新たな条件の下においても、Apple に対していかなる手数料も支払うことなく、引き続き App Store を利用することができます。
- (48) 上記パラグラフ(32)に記載のとおり、デジタルコンテンツ及びデジタルサービスに関する App Store の手数料は、iOS 及び App Store を通じて Apple がデベロッパに

⁴⁴ ユーザーは、次の手順に従うことで、代替アプリマーケットプレイスからダウンロードしたアプリに関する情報を確認できます。<https://support.apple.com/ja-jp/118111>。

⁴⁵ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>。公証に関するガイドラインのみを表示するには、目次の下にある「公証に関するガイドラインのみをハイライトする」のチェックボックスにチェックを入れてください。

提供している、価値ある幅広いツール、テクノロジー及びサービスへの継続的な投資を反映したものです。これらの新たな条件は、代替アプリマーケットプレイスを通じたアプリ配信及び代替的な決済処理手段（以下「**代替決済処理**」といいます。）の提供に関する、本法の新たな要件を反映しています。これらの新たな条件の詳細については、以下のデベロッパ向けサポートページに記載されています。
<https://developer.apple.com/jp/support/payment-options-on-the-app-store-in-japan/>

- (49) 新たな取引条件に基づき、代替アプリマーケットプレイス又は当該マーケットプレイスを通じて配信されるアプリについて、Apple プラットフォームにおける、有償アプリ及びアプリ内で利用されるデジタル商品又はデジタルサービス（単発購入及び自動更新サブスクリプションを含みます。）の売上に対して、5%のコアテクノロジー手数料（CTC）が課されます。
- (50) 日本のデベロッパには、新たな取引条件に同意するための 90 日間の移行期間が設けられています⁴⁶。当該移行期間の終了後は、新たな取引条件のみが適用可能となります。

法第 7 条第 2 号

- (51) 第 7 条第 2 号は、指定事業者が、指定事業者自身の OS 上における関連する既存アプリと比べて有意に劣らない性能で、第三者が当該指定事業者の OS の機能を個別ソフトウェア（アプリ）において利用することを認めることに焦点を当てています。これは、包括的正当化事由を考慮することを前提としています。
- (52) Apple は、約 20 年にわたり相互運用性を支援してきており、デベロッパが Apple のユーザー向けに革新的で、より高機能なアプリを構築できるよう、25万を超える API、40 を超える SDK をはじめとする、拡充し続ける多様なツールを提供してきました。Apple は、合理的であり、かつ安全に実施できる場合には、デベロッパが Apple のイノベーションにアクセスし、それを自身の創作に活用できるようにすることに、常に前向きな関心を有しています。
- (53) スマホ法への対応のため、Apple は、日本において相互運用性を促進するための追加的な措置を講じてきました。Apple は、通常の事業活動の過程では提供していない、限定的な数の相互運用機能について、デベロッパが相互運用性に関するリクエストを行うことができる新たな仕組みを構築しています。また、Apple は、実効的

⁴⁶ デベロッパは 2026 年 3 月 17 日まで署名が可能です。

な相互運用性の提供に向けて社内の関係チームを支援することに注力するエンジニアリングチームを設置しています。

- (54) Apple は、当初から、デベロッパが Apple の強力なテクノロジーを活用するためのツールを提供してきました。Apple は、毎年 iPhone 及び iOS を改良し、新たなテクノロジー、新機能及び新たな機能性を導入していますが、デベロッパに対して機能へのアクセスを提供する際には、常に、ユーザーの保護が継続して確保される方法で行うことについて、慎重に検討しています。
- (55) Apple のエンジニアは、相互運用性に関するリクエストに対して、専任かつ効率的な形で対応するよう努めており、安定性、プライバシー、セキュリティその他の関連する考慮事項を踏まえつつ、可能な限り迅速に、第三者に対して実効的な相互運用性の提供を行うよう努めています。

相互運用性のリクエストプロセス

- (56) Apple は、iOS 及び iPhone に組み込まれたハードウェア又はソフトウェアの機能について、実効的な相互運用性を求めるデベロッパのための新たなリクエストプロセスを開始しました⁴⁷。
- デベロッパは、Apple のデベロッパ向けウェブサイト (<https://developer.apple.com/jp/support/interoperability-requests/>) 上のリクエストフォームを通じて、相互運用性に関するリクエストを送信することができます。当該ウェブサイト及び申請フォームでは、FAQ セクションを含め、本プロセスの内容及び手順の流れについての総合的な情報が説明されています。
 - リクエストフォームは、Apple Developer Program のメンバーであって健全な状態にあるデベロッパが利用可能です。
 - リクエストフォームは、ウェブベースのガイド付き質問票で構成されており、デベロッパは、Apple による審査を円滑に行うため、アカウント情報、相互運用性を求める特定の iOS 機能の詳細、当該機能にアクセスする Apple のアプリ名、Apple の支援が必要となる理由の説明、及び当該製品の内容及び当該機能の利用方法の説明等、一定の情報を提供する必要があります。また、デベロッパは、当該製品の提供地域、効果的な解決策を実現するために他のフレームワ

⁴⁷ Apple は、本報告書の作成時点において、現行データも過去データも存在しないため、第 7 条第 2 号に基づくデベロッパからのリクエストに関する統計データ又はその他の情報を提供できません。

ーク又はテクノロジーを検討したか否かについての説明、及び Apple の評価に資する追加情報の提出を求められます。

- iOSの相互運用性及びプラットフォームのインテグリティに関する専門性並びにiOSのアーキテクチャ及びテクノロジーに関する技術的知見を有する部門横断的なチームが、各相互運用性リクエストを評価します。リクエストは、デベロッパの規模又は属性にかかわらず、受付順に審査されます。
- デベロッパは、Apple が当該リクエストを審査している間、いつでも Apple に対して当該リクエストに関して連絡を行うことができます。

(57) リクエストフォームを通じてリクエストを受領したとしても、Apple が、当該デベロッパ（又はデベロッパ全般）に対して、リクエストされた特定の機能を構築し、提供することを約束する、あるいはそのような期待を生じさせるものではありません。これについては、Apple の商業戦略及び優先順位に沿った Apple の裁量に委ねられます。また、Apple は、構築された機能を、Apple の標準的な条件の下で提供するか、又は手数料を含む追加的な条件の下で提供するかについても、商業上の裁量を有します。

(58) Apple は、スマホ法第 7 条第 2 号に従って、相互運用性に関するリクエストを評価します。Apple の評価基準及び検討対象となるリクエストの種類に関する説明は、以下のページに掲載されています。<https://developer.apple.com/jp/support/interoperability-requests/>

(59) より具体的には、Apple は、デベロッパから提出されたリクエストについて、技術及び性能面での実現可能性を審査するとともに、スマホ法における法的要件との整合性を踏まえて評価します。Apple は、以下を含む様々な要素を考慮します。

- リクエストされた機能が iOS 上に存在するか否か、Apple のファーストパーティアプリのいずれかで使用されているか否か、あるいは既にデベロッパに提供されているか否か。
- デベロッパが、Apple 自身のアプリにおける当該機能と同等あるいはそれを上回る性能を有する機能をリクエストしているか否か。
- Apple のプラットフォーム上の優先事項との整合性。
- 想定されるエンジニアリング及び実装に要するコスト。
- デベロッパ及びユーザーによる利用・採用の可能性。

(60) 初期評価が完了すると、要件を満たすリクエストは、Apple のソフトウェア計画プロセスに移行します。この年次プロセスでは、今後のリリースに向けた潜在的なソフトウェア機能について、評価、設計及びスケジューリングが行われます。Apple は、当該リクエストが、スマホ法における包括的正当化事由及びスマホソフトウェア競争促進法に関する指針（以下「**本法ガイドライン**」といいます。）におけるその他の関連原則に該当又は関係するかどうかについても検討します。これには、以下の各原則（これらに限られません。）が含まれます。

- **セキュリティ**。Apple は、例えば、リクエストされた機能へのアクセスを提供することにより、悪意のある第三者がデバイスにアクセスするリスクが高まらないか、また、当該機能が、ユーザーを犯罪や詐欺のリスクにさらす目的で利用される可能性がないかを検討します。
- **ユーザープライバシー**。Apple は、リクエストに伴う潜在的なユーザーのプライバシーへの影響についても検討します。これには、アプリが当該リクエストの一部としてアクセスし得るユーザーデータの内容、想定されるデータ収集がユーザーのプライバシーに与える潜在的なリスク、及びユーザーのプライバシーを保護するために実施できる緩和策が含まれます。
- **未成年者（及び高齢者等その他特に配慮が必要なユーザー）の保護**。Apple は、要請された機能が、特にセキュリティ及びプライバシーの観点から、未成年者又はその他の特に配慮が必要なユーザーに対する追加的なリスクを生じさせないかを検討し、当該リスクを軽減するために、さらなる又は強化された保護策が必要か否かを評価します。
- **デバイスのインテグリティ**。Apple は、iPhone のインテグリティや性能に対する潜在的なリスクについても検討します。これには、リクエストが、コンピューティング／通信リソースや帯域幅に過度な負荷を与える可能性があるか、バックグラウンドでの CPU 又は GPU の過度の使用等、システムリソースの過度な消費を引き起こすおそれがあるか、又は iPhone のバッテリー駆動時間に影響を及ぼす可能性があるかといった点が含まれます。
- **安全性**。Apple は、リクエストが、iPhone 上での違法なギャンブル、詐欺又は虚偽表示を含む犯罪行為その他の有害な行為を助長する可能性があるかどうかを評価します。
- **Apple の知的財産権の保護**。Apple は、リクエストが、Apple 独自のツール及びテクノロジーに関する知的財産権に影響を及ぼすか否かを検討します。Apple は、自己の知的財産権を侵害する可能性のあるリクエストについて制約を設

け、また、Apple のツール、テクノロジー及びサービスへのアクセスについて、料金を求めることがあります。

- **比例性。** Apple は、デベロッパ及びユーザーによる想定需要との比較衡量を含めて、ソリューションを提供するために必要となるエンジニアリング及び実装コストを考慮します。

- (61) 当該ソフトウェア計画プロセスにおいては、ユーザー体験、プラットフォーム上の優先度、Apple のリソースに対する相対的な影響度、並びにデベロッパ及びユーザーによる採用の可能性が考慮されます。Apple が、相互運用性ソリューションの設計が実現不可能である、又はそれを行うことが適切でないと判断した場合には、その旨を当該デベロッパに通知します。
- (62) Apple が、スマホ法の下で実効的な相互運用性ソリューションが実現可能かつ適切であると判断した場合、Apple は当該ソリューションの開発を開始します。開発内容はリクエストごとに高度に個別化されるため、開発期間はリクエストに応じて異なります。開発が完了すると、Apple は、通常のリリースサイクルに従って、新たなソリューションを提供します。Apple は、相互運用性ソリューションがプレリリース又はソフトウェアアップデートとして利用可能となった時点で当該デベロッパに通知し、併せて、デベロッパが当該ソリューションにアクセスする方法を説明する関連技術ドキュメントを公開します。
- (63) Apple はまた、要件を満たすリクエストの結果としての変更を含め、iOS に関する今後の変更について、一般的に Apple のベータリリースを通じてデベロッパに周知します。
- (64) Apple は、第 7 条第 2 号に基づくリクエストプロセスの一環として開発される相互運用性ソリューションの大部分について、事前の承認を必要とせず、すべての iOS アプリのデベロッパが利用可能となることを想定しています。

法第 8 条第 1 号

- (65) 第 8 条第 1 号は、指定事業者がデベロッパに対し代替決済処理（又はその他の決済方法）の利用又は有効化を許可することを義務付けています。指定事業者はこのプロセスにおいて包括的正当化事由を考慮することができます。
- (66) Apple のセキュリティを備えたアプリ内購入システムは、ユーザーが安全かつシームレスな決済を行えるよう支援し、デベロッパがアプリから直接デジタル商品・サービスを販売することを可能にします。Apple アプリ内購入を利用すれば、ユーザ

ーは Apple アカウントに紐付いた決済情報で取引を行ったり、すべてのサブスクリプションを一元管理したりできます。

- (67) スマホ法を遵守するため、デベロッパは日本の App Store で配信されるアプリにおいて代替決済処理を提供できます⁴⁸。消費者の選択肢を促進するため、デベロッパが代替決済処理を提供する場合、Apple アプリ内購入も併せて提供し、代替決済処理と並べて表示する必要があります。Apple はこの要件をデベロッパ向けサポートページで明確に定めており、こちらから確認できます。
<https://developer.apple.com/jp/support/payment-options-on-the-app-store-in-japan/>
- (68) App Store における Apple アプリ内購入を利用した取引には、26%の手数料が適用されます。これは、App Store を通じてダウンロードされたアプリに対する、流通、発見、マーケティング、決済処理、コマース機能、その他のサービス、及び Apple が iOS を通じてすべてのアプリに提供するツール、テクノロジー、サービスの価値を反映したものです。代替決済処理を利用するデベロッパは、Apple が決済処理及びコマース機能を提供しないことを反映し、手数料が 21%に引き下げられます。
- (69) Small Business Program、Video Partner Program、Mini Apps Partner Program に参加しているデベロッパ、及びサブスクリプションの 2 年目以降の場合には、15%の手数料が適用されます。この手数料率が適用されるデベロッパが代替決済処理を利用する場合、手数料は 10%に引き下げられます。
- (70) Apple は代替決済処理の適切性や安全性を検証できません。Apple アプリ内購入とは異なり、Apple は代替決済処理における外部決済取引のセキュリティ態勢や、データの取り扱いの運用、返金リクエストの処理、サブスクリプション管理プロセスについて、直接把握することはできません。また、代替決済処理事業者が真正な事業者であり、悪意のある行為者が真正な事業者であることを装ったものではないことを保証することもできません。これは、代替決済処理を利用するユーザーが、セキュリティ、プライバシー及びファイナンスのインテグリティに対する新たな脅威に晒されるリスクを負うことを意味します。
- (71) したがって、ユーザーがこれらの潜在的なリスクを認識できるよう支援するため、Apple は開示シートを設計しました。これにより、支払いが、Apple が管理していない代替決済処理により行われており、特定の App Store の機能（例えば、返金リクエストやサブスクリプション管理）が利用できないことをユーザーに通知しま

⁴⁸ 2025 年 12 月 18 日以降、App Store で配信されるアプリにおいてデベロッパが代替決済処理を自由に使用できるため、Apple は現時点でこの点に関する統計データその他の報告可能なデータを有していません。

す。この新たな開示シートは、支払い詐欺の被害に遭うリスクが高い未成年者や高齢者等の特に配慮が必要なユーザーにとって特に重要です。こうしたユーザーは総じて、詐欺的な手法を見抜く能力が低く、支払い情報の共有がもたらす影響を十分に理解しておらず、操作的なデザインやプロンプト（いわゆる「ダークパターン」等）の影響を受けやすい傾向があります。

- (72) Apple は日本の未成年者を保護するため、代替決済処理に追加のセーフガードを実装しています⁴⁹。未成年者等の Apple アプリ内購入を利用できないユーザーが、Apple のペアレンタルコントロールを迂回して購入することができないよう、デベロッパは事前に決済権限を付与されていないユーザーに代替決済処理を提供できません⁵⁰。さらに、「子ども向け」カテゴリのアプリでは、代替決済処理を利用するアプリ内購入フローの前に、必ず保護者確認画面を設置する必要があります。子ども向けカテゴリ以外のアプリは、保護者購入管理機能をサポートし、代替決済処理のオプションを提供する際に保護者の同意を要求しなければなりません。18 歳未満のユーザーに対しては、デベロッパが保護者確認画面を実装しない限り、代替決済処理を利用したアプリ内購入フローを提供することはできません。
- (73) 代替決済処理を利用するデベロッパは、App Store を通じて提供されたデジタル商品・サービスの売上を Apple に報告する必要があります⁵¹。適切な手数料が Apple に支払われることを確実にするため、Apple は、デベロッパのデジタル取引記録の正確性を確認する監査権限を有します。

法第 8 条第 2 号

- (74) 第 8 条第 2 号は、指定事業者がデベロッパに対し、自社のアプリ内で提供する商品・サービスに関する価格その他の情報を、ウェブページや他のアプリを通じて表示することを許可することに焦点を当てています。また、指定事業者は、デベロッパがスマートフォンユーザーを外部ウェブページへ誘導するリンクを含めることを許可しなければならず、当該ページではデベロッパが同一の商品・サービスを提供している必要があります。本号の実施にあたり、指定事業者は包括的正当化事由を考慮することができます。

⁴⁹ Apple は、以下の第 8 条第 2 号でさらに詳しく述べるとおり、プロモーションやオファーに関して、日本の未成年者を保護するためのセーフガードも実施しています。

⁵⁰ ユーザーは「スクリーンタイム」機能を使用してアプリ内購入を無効にすることができます。詳細は <https://support.apple.com/ja-jp/102470> をご覧ください。

⁵¹ 例えば、<https://developer.apple.com/documentation/externalpurchaseserverapi> を参照。また、DPLA 付属書 12 の 5.1A および 5.2A もご参照ください。<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

- (75) デベロッパは、App Review ガイドライン及び DPLA⁵²に規定されているとおり、既に様々な方法で自由に、アプリユーザーへのオファーを伝達・宣伝することや、日本のユーザーとの間でデジタル商品・サービスに関する契約を締結することが可能です。

アプリ内でのアプリ外部のオファー

- (76) スマホ法を遵守するため、デベロッパはユーザーをアプリ外部のウェブサイトへ誘導してデジタル商品やサービスの購入を促すため、アプリ内でアプリ外部のオファーを提供することができます⁵³。
- (77) デベロッパのアプリが、デジタル商品やサービスの購入のためにウェブブラウザでウェブサイトを開くアクションブルリンクを含むアプリ外部のオファーへユーザーを誘導する場合、ストアサービス手数料として 15%が適用されます。ストアサービス手数料は、リンクをタップしてから 7 日以内に発生した売上のみ適用され、App Store 経由でダウンロードされたアプリに対する配信・発見・マーケティング等のサービスへの対価や、iOS を通じて全アプリに提供される Apple のツール・テクノロジー・サービスへの対価を反映しています。Small Business Program、Video Partner Program、Mini Apps Partner Program に参加するデベロッパ、及び初年度以降の自動更新サブスクリプションについては、ストアサービス手数料は 10%となります。
- (78) 消費者の選択肢を促進するため、アクションブルリンクと共にアプリ外部のオファーを提供するデベロッパは、アクションブルリンクを伴うアプリ外部のオファーと併せて Apple アプリ内購入も提供する必要があります。
- (79) Apple はアプリ外部のオファーの適切性や安全性を検証できません。ユーザーがアプリ外部のオファー経由でアプリ外にリダイレクトされると、Apple はセキュリティ基準の適用、ダークパターンの検知、返金リクエストへの対応、サブスクリプション管理の保護を提供できません。さらに、詐欺・不正なデータ収集・安全でない設計に対する Apple の最も重要なセーフガードである App Review の審査は、ウェブサイトや外部決済ページには適用されません。

⁵² それぞれ以下のリンクから閲覧可能です。<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>及び <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

⁵³ デベロッパは 2025 年 12 月 18 日よりアプリ外オファーを利用可能となるため、Apple は現時点でアクションブルリンク経由のアプリ外オファー利用状況に関する統計データやその他の情報を報告できません。

- (80) ユーザーがこれらの潜在的なリスクを認識できるよう、Apple は開示シートを設計しました。これにより、アプリ外部のオファー経由の取引が App Store 外で行われており、Apple によって管理されていないことをユーザーに通知します。したがって、特定の App Store 機能（例えば、返金リクエストやサブスクリプション管理）は利用できません。この新たな開示シートは、支払い詐欺の被害に遭うリスクが高い未成年者や高齢者等の脆弱なユーザーにとって特に重要です。パラグラフ(71)で指摘しているように、これらのユーザーは総じて詐欺的な手法を見抜く能力が低く、支払い情報の共有がもたらす影響を十分に理解しておらず、操作的なデザイン又はプロンプトの影響を受けやすい傾向があります。
- (81) Apple は未成年者を保護するため、アプリ外部のオファーに対する追加のセーフガードも実装しています。未成年者等の Apple アプリ内購入を利用できないユーザーが、Apple のペアレンタルコントロールを迂回して購入を行わないことを確実にするため、デベロッパは事前に支払い権限を付与されていないユーザーに対してアプリ外部のオファーを提供することは許可されていません⁵⁴。さらに、子ども向けカテゴリのアプリはアプリ外部のオファーを提供できません。デベロッパは、保護者確認画面を実装しない限り、13 歳以上 18 歳未満のエンドユーザーに対し、アプリ内でアプリ外部のオファーを利用した購入フローを提供することもできません。13 歳未満のエンドユーザーに対するアプリ外部のオファーは禁止されています。

法第 8 条第 3 号

- (82) 第 8 条第 3 号は、指定事業者がデベロッパに対し、サードパーティ（代替）ブラウザエンジンを使用することを許可することに焦点を当てています。指定事業者は、本条項の実施にあたり、包括的正当化事由を考慮できます。
- (83) スマホ法第 8 条第 3 号を遵守するため、Apple は日本の iOS デベロッパに対し、Apple 独自のブラウザエンジン（以下「**WebKit**」といいます。）⁵⁵以外の Web ブラウザエンジンの使用許可を求めることを認めています。
- (84) iOS26.2 以降、Apple はアプリ内ブラウジングを提供する独自の Web ブラウザエンジンを運用・保守するデベロッパ（以下「**ブラウザエンジンスチュワード**」といいます。）に加えて、Web ブラウザアプリのデベロッパに対し、日本においてこれ

⁵⁴ ユーザーはスクリーンタイム機能で Apple アプリ内購入を無効にできます。詳細は <https://support.apple.com/ja-jp/102470> を参照してください。

⁵⁵ WebKit は Apple のオープンソースブラウザエンジンであり、すべての iOS デバイ스에組み込まれています。WebKit は iOS ソフトウェア開発キットの一部として利用可能であり、デベロッパが高速かつ安全な iOS ブラウザアプリを構築することを可能にします。

らの者の iOS アプリで代替 Web ブラウザエンジンを使用することを許可していません。

- (85) Apple は iOS 上で代替ブラウザエンジンをサポートする一連の機能を提供しています。権限を与えられたデベロッパは、重要な機能を可能にし、デベロッパが高性能なブラウザエンジンを活用することを支援する iOS 内のテクノロジーを利用できます。
- (86) ブラウザエンジンは常に、信頼できない潜在的に悪意のあるコンテンツに晒され、機密性の高いユーザーデータへの並外れた可視性とアクセス権を持つため、悪意ある行為者にとって最も一般的な攻撃ベクトルの 1 つです。ユーザーをこれらのリスクから保護するため、デベロッパが特定の基準を満たし、新たな脅威や脆弱性に対処するためのタイムリーなセキュリティ更新を含む継続的なプライバシー及びセキュリティ要件への取り組みを約束した場合にのみ、デベロッパに代替ブラウザエンジンを実行する権限を与えます。
- (87) デベロッパは以下を申請できます。
- Web ブラウザエンジンエンタイトルメント（代替ブラウザエンジンを使用するブラウザアプリ向け）は、こちらのデベロッパサポートページのリンクから申請可能です。<https://developer.apple.com/jp/support/alternative-browser-engines-jp/>
 - 組み込みブラウザエンジンエンタイトルメント（代替ブラウザエンジンを使用するアプリ内ブラウジング体験を提供するブラウザエンジンスチュワードのアプリ向け）は、こちらのデベロッパサポートページ（<https://developer.apple.com/jp/support/alternative-browser-engines-jp/>）のリンクから申請可能です。

ブラウザアプリ

- (88) 代替ブラウザエンジンを使用したい日本国内の Web ブラウザアプリのデベロッパは、Web ブラウザエンジンエンタイトルメントを取得する必要があります⁵⁶。
- (89) Web ブラウザエンジンエンタイトルメントを取得するには、iOS 上でアプリをシステムのデフォルトブラウザに設定することを許可する別のエンタイトルメント（以下「**デフォルトブラウザエンタイトルメント**」といいます。）を保有している必要

⁵⁶ <https://developer.apple.com/jp/support/alternative-browser-engines-jp/>

があり、詳細はこちらで述べられているとおりです。<https://developer.apple.com/documentation/xcode/preparing-your-app-to-be-the-default-browser>

- (90) デベロッパは、WebKit が必要とされる地域で配信されている既存の WebKit ベースのブラウザアプリとは別のバイナリも提出する必要があります⁵⁷。別個のバイナリは代替ブラウザエンジンにより生じるセキュリティリスクを最小限に抑え、デバッグやパッチ管理を簡素化し、プラットフォームレベルの保護が一貫して適用されることを保証します。
- (91) Web ブラウザエンジンエンタイトルメントを取得するには、代替ブラウザエンジンを使用するブラウザアプリは、以下の機能性とセキュリティ基準を満たす必要があります。
- アプリが最低限のウェブ機能を提供する Web ブラウザエンジンを使用していることを保証するために、以下の業界標準テストスイートから利用可能なテストの下限のパーセンテージを満たすこと。
 - wpt.fyi のフロントページ⁵⁸及びテストスイートが互換性を持つ OS 上で、いずれかのブラウザが実行したサブテストの最高値のパーセンテージとして、Web プラットフォームテストの 90%。
 - iOS デバイス、iPad デバイス、又は Apple シリコン搭載の Mac 上で Test262⁵⁹の 80%。
 - ジャストインタイム (JIT)⁶⁰コンパイルが利用できない場合 (例えば、ユーザーがロックダウンモードを有効にした場合)、上記のテストスイート要件を満たしていること。
 - 安全な開発プロセスへの取り組みを約束すること。これには、デベロッパのアプリのソフトウェアサプライチェーンの脆弱性の監視、及び安全なソフトウェア

⁵⁷ これには、デベロッパ契約に基づき Apple が明示的に許可しており、デベロッパが対応するエンタイトルメントを取得している管轄区域は含まれません。

⁵⁸ wpt.fyi は、ウェブプラットフォームテストスイートのクロスブラウザテスト結果を集約して表示する公開ダッシュボードであり、主要なウェブブラウザ間の透明性と相互運用性の分析を可能にします。

⁵⁹ Test262 は、JavaScript の基盤となる標準である ECMAScript の公式適合性テストスイートであり、様々な JavaScript エンジンがその標準に準拠しているかどうかをテストします。

⁶⁰ JIT コンパイルは、ブラウザが JavaScript コンテンツを迅速かつ効率的にレンダリングするのを支援することで、パフォーマンス上のメリットをもたらします。Apple は、サードパーティの Web ブラウザアプリが独自の JIT コンパイルを使用できるようにします。また、Safari と同様に、ユーザーが iOS で超安全なロックダウンモードを有効にすることを選択した場合には、サードパーティの Web ブラウザアプリも JIT コンパイルなしで動作します。

ア開発に関するベストプラクティス（開発中の新機能に対する脅威モデリングの実施等）の遵守が含まれます。

- サードパーティ（Apple を含む場合があります。）が代替ブラウザエンジンのデベロッパにセキュリティ脆弱性や問題を報告するための連絡先情報、報告において提供すべき情報、及びステータスの更新予定時期が記載された、公開されている脆弱性開示ポリシーの URL を提供すること。
- デベロッパのアプリ又はデベロッパが使用中の代替 Web ブラウザエンジン内で悪用されている脆弱性を、迅速に（例えば、当該の時点で悪用されている最も単純な脆弱性クラスであれば 30 日間で）軽減することを確約していること。
- ブラウザエンジンの特定のバージョン及び関連するアプリバージョン（異なる場合）で報告された脆弱性が解決されたことに関する情報を提供する一つ又は複数の公開ウェブページの URL を提供すること。
- デベロッパの代替 Web ブラウザエンジンが iOS SDK 経由ではアクセスできないルート証明書ストアを使用している場合、ルート証明書ポリシーを一般公開し、そのポリシーの所有者が Certification Authority/Browser Forum に証明書消費者として参加していること。
- ブラウザエンジン使用時に転送中データの通信を保護するために、最新の Transport Layer Security プロトコルをサポートしていることを実証していること。

(92) Web ブラウザエンジンエンタイトルメントを取得するには、代替ブラウザエンジンを使用するブラウザアプリは、以下のプログラムのセキュリティ要件も満たす必要があります。

- 代替 Web ブラウザエンジン内で、Web コンテンツを処理するすべてのコードについて、メモリセーフなプログラミング言語を使用するか、他の言語でメモリの安全性を向上させる機能を使用していること。
- 脆弱性クラスを排除したり、エクスプロイトチェーンの形成を大幅に困難にしたりする最新のセキュリティ対策（ポインタ認証コード（PAC）等）を採用していること。対策には以下が含まれます。
 - ポインタ認証コード（PAC）。
 - 次のアロケータを対象とする Memory Integrity Enforcement（MIE）：(i) コンテンツ拡張機能においてシステムが提供するアロケータ、(ii) アプリ

のプロセスや拡張機能（ネットワークやグラフィックスレンダリングの拡張機能を含む）における、カスタムのアロケータ又はシステムが提供するアロケータ。

- セキュアな設計とコーディングのベストプラクティスに従うこと。
- 代替 Web ブラウザエンジン内でプロセス分離を使用して 익스프로イトの影響を制限し、プロセス間通信を検証すること。
- サードパーティソフトウェアとの依存関係や自社アプリのより広範なソフトウェアサプライチェーンに脆弱性がないか監視し、アプリが脆弱性の影響を受ける場合は新しいバージョンに移行すること。
- 脆弱性に対するセキュリティアップデートが提供されなくなったフレームワーク又はソフトウェアライブラリを使用しないこと。
- 新機能の開発よりも、報告された脆弱性の迅速な解決を優先すること。例えば、Web API を有効にするために代替ブラウザエンジンがプラットフォームの SDK と Web コンテンツの間で機能の橋渡しを行っており、当該の Web API に脆弱性が存在することが確認された場合は、要請があれば当該 Web API のサポートを削除しなければなりません。ほとんどの脆弱性は 30 日以内に解決されますが、一部の脆弱性はより複雑で、それ以上かかる場合があります。

(93) 代替ブラウザエンジンを使用する Web ブラウザアプリは、以下のプログラムプライバシー要件も満たす必要があります。

- クロスサイト Cookie（サードパーティ Cookie）については、ユーザーが十分な情報提供を受けた上で明示的に同意することを選択している場合や、開いているウィンドウのフレームへの何らかの相互作用が発生するポップアップウィンドウで互換性のために必要とされている場合を除き、これらの Cookie をデフォルトでブロックすること。
- Web サイトにより監視が可能なストレージ若しくは状態をトップレベル Web サイトごとに分割するか、又はそのようなストレージ若しくは状態がサイトを越えて使用されたり監視されたりしないようブロックすること。
- 当該アプリと他のアプリ（デベロッパが同一の場合も含む）との間で状態（Cookie を含む）を同期しないこと。ただし、当該アプリと他のアプリの両方

にユーザーがサインインするか、明示的な許可を与えるその他のメカニズムによって、状態の同期をユーザーが明示的に許可している場合は除く。

- ユーザーが十分な情報提供を受けて同意した上で機能をアクティベートした場合を除き、デバイス識別子を Web サイトと共有しないこと。
- iOS（又はアプリが配信されているその他のプラットフォーム）でアプリのプライバシーレポートを生成するために提供されている API を使用して、ネットワーク接続にラベルを付けること。
- 個人識別情報（Personally Identifiable Information。以下「**PII**」といいます。）へのアクセスを提供する API を含む Web API（クリップボードやフルスクリーンアクセス等）については、情報を提供した上でのユーザーによるアクティベーションやユーザーの同意が必要となるタイミングについて、一般的に採用されている Web 標準に従うこと。

(94) Web ブラウザエンジンエンタイトルメントを持つサードパーティブラウザアプリは、継続的にこれらの要件を満たし続ける必要があります。

非ブラウザアプリ

(95) 代替ブラウザエンジンを使用することを希望する日本国内の非ブラウザアプリの開発者は、組み込みブラウザエンジンエンタイトルメント⁶¹が必要となります。これは iOS 26.2 以降のバージョンを実行しているデバイス上のアプリで使用できません。デフォルトブラウザエンタイトルメントを取得済みのアプリは、組み込みブラウザエンジンエンタイトルメントの対象外です。

(96) 組み込みブラウザエンジンエンタイトルメントにより、開発者はアプリ内に代替ブラウザエンジンを組み込み、Web ブラウザアプリからアクセスでき Web ブラウザアプリ内で機能するウェブコンテンツを動的に表示する、アプリ内ブラウズ機能を提供できます。ただし、アプリに埋め込まれたコンテンツや、アプリでのみ取得可能なコンテンツは含まれません。

(97) 組み込みブラウザエンジンのエンタイトルメントを取得するには、アプリ内ブラウズ機能を提供する際の開発者のアプリの主な目的が Web ブラウズ機能の提供でなければなりません。アプリ内ブラウズ機能を提供する場合、ユーザーインターフェースは以下を満たす必要があります。

⁶¹ <https://developer.apple.com/jp/support/alternative-browser-engines-jp/>

- ユーザーがブラウザセッションをコントロールするための関連コントロールを除き、ディスプレイの大部分を占めること。
 - ユーザーが現在表示されているコンテンツを専用ブラウザアプリを開いて閲覧できるように、システムのデフォルトブラウザに移動するボタン又はリンクを提供すること。
 - アプリ内ブラウザ機能によってレンダリングされているコンテンツのドメイン又は URL を表示すること。
- (98) 代替ブラウザエンジンによるセキュリティ及びプライバシーリスクの高まり、並びに非ブラウザアプリにおける脅威ベクトルの増加を考慮し、非ブラウザアプリ内で組み込みの代替 Web ブラウザエンジンを使用できるのはブラウザエンジンスチュワードのみとします。
- (99) ブラウザエンジンスチュワードは、独立した Web ブラウザエンジンの運用に関する主たる責任者である法人を指します。主たる責任とは、Web ブラウザエンジンにセキュリティ又はプライバシーの脆弱性が見つかった場合の対応の統括と脆弱性の解決について、その実施を管理し最終的な責任を負う主体を指します。独立した Web ブラウザエンジンとは、他の Web ブラウザエンジンとは異なる法人又は組織によって管理され、他のエンジンとは実質的に異なるアーキテクチャと Web API のサポートの両方を備えている Web ブラウザエンジンを指します。このエンジンは通常、そのフォークに加えられた変更を反映する形で更新されるのではなく、フォークへの変更をプッシュします。
- (100) デベロッパは、WebKit が必要とされる世界中の他の地域で配信されている既存の WebKit ベースのアプリとは別のバイナリを提出する必要があります⁶²。別個のバイナリは、代替ブラウザエンジンによって生じるセキュリティリスクを最小限に抑え、デバッグとパッチ適用を簡素化し、プラットフォームレベルの保護が一貫して適用されることを保証します。
- (101) 組み込みブラウザエンジンエンタイトルメントを取得するには、組み込み代替ブラウザエンジンを使用する非ブラウザアプリが以下の機能・セキュリティ・プライバシープログラムの基準をいずれも満たす必要があります。

⁶² これには、デベロッパ契約に基づき Apple が明示的に許可しており、デベロッパが対応するエンタイトルメントを取得している管轄区域は含まれません。

- アプリが最低限のウェブ機能を提供する Web ブラウザエンジンを使用していることを保証するために、以下の業界標準テストスイートの双方から利用可能なテストの下限のパーセンテージを満たすこと。
 - wpt.fyi のフロントページ及びテストスイートと互換性を持つ OS 上で、いずれかのブラウザが実行したサブテストの最高値のパーセンテージとして、Web プラットフォームテストの 90%。
 - iOS デバイス、iPadOS デバイス、又は Apple シリコン搭載の Mac 上で Test262 の 80%。
- JIT コンパイルが利用できない場合（ユーザーがロックダウンモードを有効にした場合など）、上記のテストスイート要件を満たしていること。
- 安全な開発プロセスへの取り組みを約束すること。これには、デベロッパのアプリのソフトウェアサプライチェーンの脆弱性の監視や、セキュリティ開発に関するベストプラクティス（開発中の新機能に対して脅威のモデリングを実行するなど）の遵守が含まれます。
- 脆弱性開示ポリシーの公開済みの URL を提供していること。このポリシーには、サードパーティ（Apple が含まれる場合があります。）から代替ブラウザエンジンのデベロッパへのセキュリティ脆弱性や問題を報告する際の連絡先情報、報告に含める情報、及びステータスの更新予定時期を記載する必要があります。
- 自社アプリ又は代替ブラウザエンジン内で悪用されている脆弱性を、迅速に（例えば、当該の時点で悪用されている最も単純な脆弱性クラスであれば 30 日間で）軽減することを確約していること。
- ブラウザエンジンの特定のバージョン及び（ブラウザエンジンと異なる場合）対応するアプリバージョンで解決された脆弱性の情報を一般公開されている一つ又は複数の Web ページで公表し、その URL を提供していること。
- 代替 Web ブラウザエンジンが、iOS SDK 経由ではアクセスできないルート証明書ストアを使用している場合は、ルート証明書ポリシーを一般公開し、そのポリシーの所有者が Certification Authority/Browser Forum に証明書消費者として参加していること。

- ブラウザエンジン使用時に転送中のデータの通信を保護するために、最新の Transport Layer Security プロトコルをサポートしていることを実証していること。

(102) 組み込みブラウザエンジンエンタイトルメントを取得するには、組み込み代替ブラウザエンジンを使用する非ブラウザアプリは、以下のプログラムセキュリティ要件を満たす必要があります。

- 代替 Web ブラウザエンジン内で、Web コンテンツを処理するすべてのコードについて、メモリセーフなプログラミング言語を使用するか、他の言語でメモリ安全性を向上させる機能を使用していること。
- 脆弱性クラスを排除したり、 익스プロイトチェーンの形成を大幅に困難にしたりする最新のセキュリティ対策を採用していること。
- セキュアな設計とセキュアなコーディングのベストプラクティスに従っていること。
- サードパーティソフトウェアとの依存関係や自社アプリの広範なソフトウェアサプライチェーンに脆弱性がないか監視し、アプリが脆弱性の影響を受ける場合は新しいバージョンに移行すること。
- 脆弱性に対応するセキュリティアップデートが提供されなくなったフレームワーク又はソフトウェアライブラリを使用しないこと。
- 新機能の開発よりも、報告された脆弱性の迅速な解決を優先すること。例えば、Web API を有効にするために代替ブラウザエンジンがプラットフォームの SDK と Web コンテンツ間の機能の橋渡しを行っており、当該の Web API に脆弱性が存在することが確認された場合は、要請があれば当該の Web API のサポートを削除しなければなりません。ほとんどの脆弱性は 30 日以内に解決されますが、一部の脆弱性はより複雑で、それ以上かかる場合があります。

(103) 組み込みブラウザエンジンのエンタイトルメントを取得するには、組み込み代替ブラウザエンジンを使用する非ブラウザアプリは、以下のプログラムプライバシー要件も満たす必要があります。

- クロスサイト Cookie (サードパーティ Cookie) については、ユーザーが十分な情報提供を受けた上で明示的に同意することを選択している場合や、開いているウィンドウのフレームへの何らかの相互作用が発生するポップアップウイン

ドウで互換性のために必要とされている場合を除き、これらの Cookie をデフォルトでブロックすること。

- Web サイトによる監視が可能なストレージ若しくは状態をトップレベル Web サイトごとに分割するか、又はそれらのストレージ若しくは状態がサイトを越えて使用されたり監視されたりしないようブロックすること。
- ユーザーが十分な情報提供を受けて同意した上で機能をアクティベートした場合を除き、デバイス識別子を Web サイトと共有しないこと。
- iOS（又はアプリが配信されているその他のプラットフォーム）でアプリのプライバシーレポートを生成するために提供されている API を使用して、ネットワーク接続にラベルを付けること。
- PII へのアクセスを提供する API を含む Web API（クリップボードやフルスクリーンアクセス等）については、情報を提供した上でのユーザーによるアクティベーションやユーザーの同意が必要となるタイミングについて、一般的に採用される Web 標準に従うこと。

(104) Apple は、組み込みブラウザエンジンエンタイトルメントを持つサードパーティアプリに対し、各バイナリと共にアプリに組み込まれた代替 Web ブラウザエンジンの名称とバージョンを提出することを要求します。アプリに埋め込まれている代替 Web ブラウザエンジンの新しいバージョンが利用可能になったら、デベロッパは 15 暦日以内に、その新しいバージョンを搭載したアプリのアップデートを提出しなければなりません。

法第 8 条第 4 号

(105) 第 8 条第 4 号に基づき、指定事業者は、自社のユーザー認証方法の表示をアプリマーケットプレイスを通じたアプリ配信の条件とすることはできません。

(106) Apple は、App Store を通じてアプリを配信するために、デベロッパに「Apple でサインイン」ユーザーサインインオプションの表示を要求していません。したがって、Apple は第 8 条第 4 号に関する追加的な遵守措置を講じる必要はありません。

法第 9 条

(107) 第 9 条の下では、検索エンジンの指定事業者は、スマートフォンユーザーが要求した検索結果を表示する際に、正当な理由なく自社の商品又はサービスを競争関係にある他の商品又はサービスよりも優先的に取り扱ってはならないとされています。

(108) Apple は検索エンジンに関して指定を受けていないため、第 9 条は Apple には適用されません。

法第 11 条

(109) 第 11 条は、指定事業者が、ユーザーの求めに応じて、ユーザー自身又はユーザーが指定する移転先に対し、ユーザーのデータの移転を円滑に行うことに焦点を当てています。

(110) Apple は、ユーザーが自身のデータを管理すべきであると考えています。Apple は、Apple の「データとプライバシー」ページ⁶³及びユーザーのデータポータビリティを実効的に実現するための専用 API ソリューションを通じて、最新のユーザーデータを、無償で、ユーザー本人及びユーザーにより承認された第三者に移転できるようにしています。また、Apple は、スケジュールされたダウンロード機能を通じて、関連データへの継続的かつリアルタイムでのアクセスも可能としており、ユーザーは複数のダウンロード間隔のオプションから選択することができます。

(111) 日本のユーザーは Apple の「データとプライバシー」ページにおいて、Apple サーバー上で処理される自身の個人データのコピーを無償でダウンロードすることができます。ユーザーがリクエストを送信した後、Apple はセキュリティチェックを実施し、その後、リクエストされたデータを含むダウンロード可能なファイルを作成し、ユーザーに提供します。Apple は、当該セキュリティチェックの完了後、通常処理期間内に当該リクエストに対応します。データは、.json 及び.csv フォーマットで提供されます。

(112) Apple はまた、各データカテゴリ及びそれに関連するデータ項目の内容、並びに Apple が当該情報を保持する理由を説明する「ファイルガイド」を提供しています⁶⁴。ユーザーは、該当するファイルガイドをクリックすることで、データカテゴリごとに PDF ファイルをダウンロードすることができます。

(113) Apple は、ユーザーの個人データが安全に提供されるよう、データ移転の過程において、認証及び認可の仕組みを含む堅牢なサイバーセキュリティ対策を適用しています。これらの対策は、Apple の広範なプライバシー及びセキュリティに関する取組と整合するものです。

⁶³ ユーザーは、<https://privacy.apple.com/> で Apple の「データとプライバシー」ページにアクセスし、サインインすることができます。

⁶⁴ ユーザーは、Apple アカウントでサインインし、<https://privacy.apple.com/jp/file-guides> のファイルガイドにアクセスできます。

(114) さらに、デバイス上のデータについては、Apple は、当該データのさらなるポータビリティを可能とする一般提供向けのソリューションについて、現在、最終調整を進めています。

(115) 本ソリューションは、日本のユーザーを対象に提供され、簡易なワイヤレス転送により、iOS デバイスから Android デバイスへ複数のデータカテゴリを書き出すことを可能とします。対象となるデータは以下のとおりです。

- サードパーティアプリのユーザーデータ（当該サードパーティアプリの開発者が関連 API を採用している場合に限られます。）
- アクセシビリティ設定
- カレンダー
- 通話履歴
- 連絡先
- 表示設定
- eSIM
- ホーム画面レイアウト
- インストール済みアプリの一覧
- メールアカウント
- メッセージ
- DRM⁶⁵適用のない音楽
- パスワード関連データ
- 写真及び動画のアルバム
- 壁紙
- Wi-Fi ネットワーク認証情報

⁶⁵ デジタル著作権管理 (Digital Rights Management) 。

ブラウザデータポータビリティソリューション

- (116) Apple の Safari 向けブラウザデータポータビリティソリューションにより、ユーザーは、デバイス上に保存されている Safari のデータを、他のブラウザに容易に取り込むことが可能な機械可読形式で、簡単に書き出すことができます。対象となるデータには、ブックマーク、ブラウザの閲覧履歴及び拡張機能のカテゴリが含まれます。
- (117) iOS 18.2（又はそれ以降のバージョン）を搭載したデバイスにおいてデータを書き出すには、スマートフォンのユーザーは、「設定」>「アプリ」>「Safari」>「書き出す」（「履歴と Web サイトデータ」の下）に進むことで操作できます。具体的な手順については、Apple のヘルプページにおいて詳細に説明されています⁶⁶。

法第 12 条第 1 号イ及び第 2 号イ

- (118) 第 12 条第 1 号イは、指定事業者により、スマートフォンユーザーがアプリの標準設定を容易に変更できるようにすることに焦点を当てています。第 12 条第 2 号イは同様に、スマートフォンユーザーがスマートフォン上で指定事業者のブラウザアプリを起動した際に、デフォルトの標準設定を変更できるようにすることを確保します。
- (119) Apple は、グローバルで、「設定」内に、アクセスしやすく識別しやすい「デフォルトのアプリ」のページを配置しており、そのページは、利用可能なすべての標準設定を一元管理するものです。デフォルトのアプリのページを通じて、ユーザーは好みのデフォルトのメール、メッセージング、通話、通話フィルタリング、ブラウザアプリ、翻訳、パスワードとコード、非接触型アプリ、ナビゲーション⁶⁷、アプリマーケットプレイス⁶⁸、キーボードを簡単に設定できます。デフォルトのアプリのページの上で分かりやすく説明されているとおり、これらすべての設定を一箇所で最小限の手順で行うことが可能です⁶⁹。
- (120) ユーザーは、設定>アプリと進み、リスト上部のデフォルトのアプリのページを選択することで、デフォルトのアプリのページにアクセスできます。

⁶⁶ <https://support.apple.com/ja-jp/guide/iphone/iph1852764a6/ios>

⁶⁷ スマホ法を遵守し、日本のユーザー向けに追加されたデフォルトカテゴリです。

⁶⁸ スマホ法を遵守し、日本のユーザー向けに追加されたデフォルトカテゴリです。

⁶⁹ <https://support.apple.com/ja-jp/121430>。ユーザーはまた、iPhone のサイドボタンを Siri 又はその他の音声会話アプリの起動用に設定することも可能です。<https://support.apple.com/ja-jp/105103>。

- (121) ユーザーは、設定内の検索機能（設定ページ下部）からもデフォルトのアプリのページにアクセスできます。
- (122) デフォルトのアプリのページでいずれかのカテゴリをタップすると、そのカテゴリのデフォルトとして設定できる、iPhone にインストールされている関連アプリのリストがアルファベット順に表示されます⁷⁰。例えば、ユーザーがデフォルトのアプリメニューの「ブラウザアプリ」をタップすると、iPhone にすでにダウンロードされているブラウザアプリがアルファベット順にリスト表示され、その中から 1 つを選択してデフォルトのブラウザアプリとして設定することができます。

法第 12 条第 1 号ロ

- (123) 第 12 条第 1 号ロは、指定事業者がスマートフォンユーザーに対し、スマートフォンの標準設定に表示される異なるアプリオプションの選択を支援することに焦点を当てています。
- (124) スマホ法を遵守するため、日本のスマートフォンユーザーは、次回のデバイスアップデート時から、デフォルトのブラウザアプリの選択肢を提示するブラウザ選択画面に従うよう促されます。
- (125) iOS 26.2（又はそれ以降）にデバイスをアップデートした後、スマートフォンユーザーが初めてブラウザアプリを開くと、画面上の選択肢リストからデフォルトのブラウザを設定するよう促されます。選択画面では、ユーザーの現在のデフォルトブラウザアプリは「現在のデフォルト」と表示されます。これは、ユーザーが情報に基づいた選択を行えるよう、積極的に切り替えようとしているブラウザアプリを認識させるための情報提供を目的としています。
- (126) ユーザーはブラウザ選択画面を最大 2 回スキップし、後で選択を行うことが可能です⁷¹。3 回目のプロンプトでは、画面下部に配置された「現在のデフォルトをそのまま使用」ボタンをタップして現在のデフォルトのブラウザを維持するか、別のデフォルトのオプションを選択するかを決定するよう求められますが、この時点で画面をスキップすることはできなくなります。また、ユーザーは「設定」の「デフォルトのアプリ」ページ、又はインストール済みの Web ブラウザアプリの「設定」ページから、いつでもデフォルトのブラウザを変更することができます。

⁷⁰ Apple は、アプリをデフォルトに設定したいデベロッパ向けに、技術的なガイダンスと基準を提供しています。詳細は <https://developer.apple.com/documentation/updates/defaultapps> をご覧ください。

⁷¹ ユーザーが選択画面をスキップすることを選択した場合、次に主要な iOS ソフトウェアアップデート（例えば、バージョン 26.2 からバージョン 26.3 へのアップデート）をインストールするときに、選択画面が再び表示されます。ユーザーが以前の iOS ソフトウェアアップデートをスキップした場合も同様です。

- (127) 選択画面では、ユーザーは、5つのブラウザオプション、つまり Safari と日本国内の App Store でダウンロード数上位4つの⁷²ブラウザアプリがリスト表示された画面が表示されます⁷³。App Store のダウンロード上位4ブラウザを含めることで、ユーザーの現在の嗜好や人気のある選択肢を反映するようにし、選択を合理的で関連性の高いものとし、ブラウザアプリは表示されるたびに異なるランダムな順序で選択画面上に表示されます。
- (128) スマートフォンユーザーは選択画面下部の「表示を増やす」ボタンをタップすると、追加の7つのブラウザアプリを表示でき、合計で Safari に加え 11 又は 12 のブラウザオプションが表示されます。最初の5つのブラウザアプリはランダムな順序のまま表示され、追加の7つのアプリは別のランダムな順序で表示されます。
- (129) 各ブラウザオプションには、ブラウザ名の下にデベロッパによる簡単な説明文が表示されます。詳細情報を確認したい場合、選択画面で該当ブラウザをタップすることにより、選択をする前に App Store の製品ページに移動できます。選択肢を確認後、ユーザーは App Store の製品ページから直接選択可能です。
- (130) 選択画面に掲載されるには、ブラウザアプリは次の条件を満たす必要があります。
- デフォルトのブラウザエンタイトルメント⁷⁴を取得済みであること。
 - 日本の App Store で提供されていること。
- (131) デベロッパが複数のブラウザアプリを有している場合、ダウンロード数が最も多いアプリのみが対象となります。Apple は選択画面の対象ブラウザリストを1暦年に1回更新します。
- (132) ユーザーが選択画面を通じてブラウザを選択した場合、その設定は（ダウンロード済みアプリを含む移行プロセスの一部となるその他のデータと共に）別のデバイスに移行できます。この場合、そのデバイスでは選択画面は表示されません。

法第 12 条第 1 号ハ

- (133) 第 12 条第 1 号ハは、指定事業者が自社の新規アプリをスマートフォンにインストールする際にユーザーの同意を得ることに焦点を当てています。

⁷² 初回ユーザーダウンロード時。

⁷³ ほとんどのユーザーには5つのブラウザオプションが表示されます。ただし、現在のデフォルトブラウザアプリが、Safari でも、日本 App Store でトップ4のダウンロード数を持つブラウザアプリでもないユーザーには、合計6つのブラウザオプション（標準の5つのブラウザアプリリストに加え、現在のデフォルトブラウザアプリ）が表示されます。

⁷⁴ <https://developer.apple.com/documentation/xcode/preparing-your-app-to-be-the-default-browser>

- (134) 日本のユーザーが、新しい Apple アプリのインストールを含む iOS アップデートをインストールすると、Apple は直ちに、そのアプリのインストールに関するユーザーの同意を求めるプロンプトをユーザーに表示します。
- (135) 本遵守報告書作成日現在、Apple は第 12 条第 1 号ハに該当する新しい Apple アプリを有していません。

法第 12 条第 1 号ニ

- (136) 第 12 条第 1 号ニは、指定事業者が、スマートフォンの動作に不可欠なアプリを除き、スマートフォンユーザーが簡単な操作で指定事業者自身のアプリをスマートフォンから削除できるようにすることに焦点を当てるものです。
- (137) すでに、Safari、App Store、メッセージ、電話、設定、カメラ、写真を含む、iOS にあらかじめインストールされている Apple のアプリはすべて、日本の iOS デバイスではホーム画面から取り除くことができます⁷⁵。
- (138) ホーム画面からアプリを取り除くこと（自社アプリを含む）及びアプリ自体の削除は簡単です。ユーザーは対象アプリのアイコンを長押しすると、「アプリを削除」の選択肢が表示される警告が表示されます。「アプリを削除」を選択すると、さらに「ホーム画面から取り除く」の選択肢が表示される警告が表示されます。
- (139) Apple があらかじめインストールした iOS アプリの多くも削除可能です。これらのアプリでは、2 つ目の警告画面で「アプリを削除」の選択肢が表示されます。
- (140) 日本のユーザーは、別のブラウザアプリをデフォルトに設定している場合に限り、Safari を削除できます。この要件は、ユーザーの iPhone でデフォルトに設定されている他のブラウザアプリにも適用されるもので、ユーザーがブラウザアプリを一切持たない状態、つまり、インターネットへのアクセスが妨げられた状態になることを防ぎます。Apple はまた、スマートフォンユーザーに対し、該当する場合、Safari の削除がデバイスに与える影響について説明する情報を提供しています。Safari の削除には、データ損失やユーザーが iPhone に期待する機能への影響等、複数のリスクが伴います。

⁷⁵ <https://support.apple.com/ja-jp/121327>

法第 12 条第 2 号ロ

- (141) 第 12 条第 2 号ロは、スマートフォン上でデフォルトの検索エンジンを設定する際、指定事業者がユーザーに対し選択できる複数の検索エンジンを提供することに焦点を当てています。
- (142) Apple ユーザーは、選択画面を通じて、又は設定画面でいつでも好みの検索エンジンを選択できます。
- (143) スマホ法を遵守するため、スマートフォンユーザーがデバイスアップデート後に初めて Safari を開くと、Safari のスタートページに表示されるテキストボックスを介して検索エンジン選択画面（以下「**オンボーディングカード**」といいます。）が表示されます。この画面は、ユーザーが Safari のスタートページ上の検索バーを操作している間、表示されたままになります。このカードには、スクロール不要な一つの画面上に、検索エンジンオプションがランダムな順序で表示されます。カードはユーザーが閉じるか又は検索エンジンを選択するまで、Safari のスタートページ上に表示されたままとなります。
- (144) ブラウザ選択画面と同様に、ユーザーの現在のデフォルト検索エンジンは「現在のデフォルト」と表示されます。オンボーディングカードが表示されるたびに、ユーザーは検索エンジン画面下部の「現在のデフォルトをそのまま使用」ボタンをタップする選択肢が与えられます。このボタンは「現在のデフォルト」ラベルを補完するものです。
- (145) ユーザーは検索エンジン選択画面を最大 2 回までスキップできます。2 回スキップした場合、3 回目の iOS アップデート時には、ユーザーはそれ以上選択画面をスキップすることを選択できなくなります⁷⁶。
- (146) ブラウザ選択画面と同様に、選択画面を通じて検索エンジンを選択したユーザーは、これらの設定を（ダウンロード済みアプリを含む、移行プロセスの一部を構成するその他のデータと共に）別のデバイスに移行できます。その新しいデバイスでは選択画面は再度表示されません。

⁷⁶ ユーザーが選択画面をスキップした場合、次に主要な iOS ソフトウェアアップデート（例えば、バージョン 26.2 からバージョン 26.3 へのアップデート）をインストールする際に、選択画面が再度表示されます。これは、ユーザーが以前の iOS ソフトウェアアップデートをスキップした場合も同様です。

法第 13 条

(147) 第 13 条は、指定事業者によって設定された仕様及び利用に係る条件の変更、デベロッパアカウントの終了、又はアプリマーケットプレイスからのアプリ削除に際し、デベロッパやウェブサイト事業者が対応できるよう指定事業者が支援することに焦点を当てています。これには苦情処理システムの提供や国内管理人の選任が含まれます。

仕様及び利用に係る条件の開示

(148) Apple による iOS 仕様の開示については、上記パラグラフ(3)から(5)で説明したとおりです。iOS 仕様は Apple のデベロッパドキュメント⁷⁷で入手可能です。また、Apple は、WWDC⁷⁸や関連する発表を通じて iOS 仕様について説明しています。App Store 仕様は、DPLA⁷⁹及びその別紙・添付書類、並びに ADA⁸⁰で提供されています。Safari 仕様は、Safari Technology Preview⁸¹、ベータ版リリースノート⁸²、iOS リリースノート⁸³、及び Safari リソースページ⁸⁴からアクセス可能なその他の資料を通じて開示されています。

(149) 上記パラグラフ (1) に記載のとおり、Apple の iOS 及び Safari の利用に係る条件は SLA に規定されています⁸⁵。Apple のデベロッパ向けの利用に係る条件は、DPLA⁸⁶ (別紙・添付書類を含む。) 及び ADA に記載されています⁸⁷。さらに、デベロッパは、App Store でアプリを配信する場合には App Review ガイドラインに従わなければならない、代替アプリマーケットプレイスにおいてアプリを配信する場合や代替アプリマーケットプレイス自体を配信する場合には App Review ガイドラ

⁷⁷ <https://developer.apple.com/jp/documentation/>

⁷⁸ <https://developer.apple.com/jp/wwdc25/>

⁷⁹ <https://developer.apple.com/jp/support/terms/apple-developer-program-license-agreement/> 及び
<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

⁸⁰ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-agreement/Apple-Developer-Agreement-20250318-Japanese.pdf>

⁸¹ <https://developer.apple.com/safari/technology-preview/>

⁸² <https://developer.apple.com/documentation/safari-release-notes>

⁸³ <https://developer.apple.com/documentation/ios-ipados-release-notes>

⁸⁴ <https://developer.apple.com/safari/resources/>

⁸⁵ <https://www.apple.com/jp/legal/sla/>

⁸⁶ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

⁸⁷ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-agreement/Apple-Developer-Agreement-20250318-Japanese.pdf>

インの一部である公証に関するガイドラインに従わなければなりません⁸⁸。また、Apple は、代替アプリマーケットプレイスによる iOS の使用に適用される利用規約を DPLA（別紙・特定の添付書類を含む。）で提供しています。

- (150) Apple は、代替アプリマーケットプレイス、それらのマーケットプレイスで配信されるアプリ、及び App Store を通じて配信されるアプリに関する条件と仕様を定めた文書（添付書類を含む。）について、レポートの公開後 30 日以内に日本語訳を提供します。また、DPLA⁸⁹、App Review ガイドライン⁹⁰、及びこれらの文書に関連するすべての添付書類に変更があった場合にも、日本語訳が提供されます⁹¹。

仕様の変更及び利用に係る条件の変更の開示

- (151) Apple は透明化法と同等の義務を遵守しています。Apple の透明化法遵守に関する 2024 年 5 月時点の報告書は、https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/pdf/2024_sannkou8.pdf で閲覧可能です。
- (152) Apple が DPLA 及び App Review ガイドラインに重要な変更を加える場合、Apple は、メール及び Apple デベロッパウェブサイトのニュースセクションを通じて、日本語で適切な通知を公開します。
- (153) Apple は、ソフトウェア、機能及びポリシーに関する重要な変更について、デベロッパが情報を得て対応するための十分な時間を提供します。Apple の主要な iOS リリースプロセスは、毎年 6 月の WWDC カンファレンスで始まります。Apple は主要なドキュメント更新及び WWDC のハイライトを <https://developer.apple.com/documentation/updates> で提供し、デベロッパ向けの重要ニュースを <https://developer.apple.com/jp/news/> で提供します。ソフトウェア開発キットの更新は <https://developer.apple.com/jp/whats-new/> で提供されます。
- (154) WWDC 後、Apple は発表された iOS のベータ版をリリースします。デベロッパは、それを、発表された iOS が消費者にリリースされる前に利用することができます。このベータ版のリリース期間中、Apple は、デベロッパがアプリに新しい iOS 機能を実装できるよう、デベロッパ向け文書やリリースノートを含む様々な方法で支援

⁸⁸ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>

⁸⁹ <https://developer.apple.com/support/downloads/terms/Apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf>

⁹⁰ <https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>

⁹¹ 有料アプリケーション契約（DPLA の別紙 2 及び 3）及びその添付書類は、日本語で以下から入手可能です。
<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/schedules/Schedule-2-and-3-Japanese.pdf> 及び
<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/exhibits/Exhibits-to-Schedule-2-and-3-20250821-Japanese.pdf>

します。これらは iOS ソフトウェアの各ベータ版に同梱され、デベロッパが新機能や潜在的な問題を追跡するのに役立ちます⁹²。Apple はこの段階において、オンライン及び対面形式のワークショップ、ラボ、プレゼンテーション及びコンサルテーションを通じて、デベロッパからのフィードバックを積極的に求めています。

利用拒絶（全部及び一部）に関する開示

- (155) Apple は、デベロッパアカウントの終了及び App Store からのアプリ削除（すなわち、利用の全部又は一部の拒絶）に関して、透明化法と同等の義務を遵守しています。
- (156) Apple は、代替アプリマーケットプレイスを使用又は運営するデベロッパアカウントを終了する場合、Apple の App Store 上のすべてのデベロッパに対して提供しているのと同じレベルの開示を行います。
- (157) 日本の iPhone における iOS へのデベロッパアクセスに関するその他の利用拒絶については、上記パラグラフ(61)で説明しています。Apple は、関連するデベロッパからの要求があった場合、拒絶の内容及び理由について日本語の翻訳を提供します。

体制及び手続の整備 - 公正な実施

- (158) Apple は、App Store の利用に係る条件の設定及び変更並びに利用拒絶が公正に行われることを確保するための体制及び手続を整備する点において、透明化法におけるものと同様の義務を遵守しています。Apple の体制及び手続は、該当するスマホ法上の事項に対しても同様に適用されます。
- (159) Apple の標準化されたワークフローと手続は、Apple がデベロッパとのやり取りにおいて一貫性、透明性及び公正性を維持することを可能にします。例えば、App Review のウェブページ⁹³では、デベロッパに対し、App Review プロセスの全体像を説明し、App Review における却下の一般的な理由も開示しています。Apple は、Apple Developer Program に登録する際に、すべてのデベロッパに対し、デベロッパが DPLA 及び App Review ガイドラインの対象となり、これらを遵守しなければならないことを開示しています。ガイドラインのいずれかに同意できないデベロッパは、App Review ガイドラインの「提出後」セクションにある専用のハイパーリンクから変更を提案できる仕組みになっています。

⁹² <https://developer.apple.com/jp/news/releases/>

⁹³ <https://developer.apple.com/jp/distribute/app-review/>

- (160) アプリが却下された場合、Apple は、デベロッパがアプリを審査した App Review のスペシャリストと直接連絡を取り、追加情報を提供したり、誤解の可能性を説明したりすることを可能にしています。すべての却下通知には、デベロッパが自身の提出を担当した App Review のスペシャリストに直接メッセージを送信できるハイパーリンクが含まれています。デベロッパは、App Review Board に異議を申し立てることも可能です。App Review チームの全メンバーは、標準化されたポリシーとプラクティスに従うとともに、当初及び継続的にトレーニングを受け、ガイドラインを一貫した方法で適用します。これにより、App Review の審査はデベロッパに対して一貫性を保っています。利用拒絶に関するデベロッパへのメールの通知は、十分に具体的かつ明確で理解しやすい内容となっています。
- (161) Apple はまた、Safari Technology Preview⁹⁴を運営しています。これは、今後のウェブテクノロジーへの早期アクセスを提供する Safari と WebKit の公開プレビュー版であり、デベロッパやその他の関係者は、変更点を評価してフィードバックを提供することができます。Safari Technology Preview を通じて、Apple は一般向けのリリースに先立って予想される変更を開示することで、透明性、予測可能性及び非差別的なアクセスを促進しています。さらに、デベロッパは Safari のリリースノートを通じて、Safari の仕様変更について容易に把握することができます⁹⁵。

苦情処理及び紛争解決

- (162) Apple は、透明化法を遵守してきており、苦情及び紛争が適切かつ迅速に処理され、App Store の公正性を高める機会を提供するための体制及び手続を整備しています。例えば、デベロッパは「お問い合わせ」「フィードバックアシスタント」⁹⁶及び「Apple Developer Forums」を通じてフィードバックを提供したり支援を求めたりすることができます。Apple はこれらのチャンネルを通じて、問題点や機能改善要望についてデベロッパからのフィードバックを受け付けています。Apple は、また、透明化法の遵守に関連して、Apple と直接契約を結んでいる日本のデベロッパが特別にアクセス可能な苦情ポータルも設置してまいりました⁹⁷。透明化法の年次報告書に記載してきたとおり、内部プロセスやデベロッパとのコミュニケーションにおける改善点を特定するため、Apple はすべての透明化法に基づく苦情及び紛争を記録・監視し、各苦情と決定内容を精査してきています。

⁹⁴ <https://developer.apple.com/safari/technology-preview/>

⁹⁵ <https://developer.apple.com/documentation/safari-release-notes>

⁹⁶ フィードバックアシスタントのサインインページは、こちらのページにあるリンクからアクセスできます。
<https://developer.apple.com/jp/bug-reporting/>

⁹⁷ P2B 苦情ポータルは、こちらのページにあるリンクからアクセスできます。
<https://developer.apple.com/jp/support/p2b/>

(163) デベロッパは、以下のいずれかのカテゴリについて苦情を提出することができます。

- iOS 又は App Store に関する技術的仕様の存在又はこれに対する変更で、デベロッパに影響を与えるもの
- iOS 又は App Store の利用に係る条件の存在又はこれに対する変更
- 利用拒絶（すなわち、デベロッパアカウントの終了、アプリの削除又は制限、及び iOS の機能の部分的な停止）

国内管理人の選任とフィードバックの検討

(164) 透明化法に基づき Apple の国内管理人として現在職務を行っている者が、本法の目的においても国内管理人に選任されています。

(165) Apple は、積極的にデベロッパからのフィードバックを募り、適切な場合には、デベロッパの懸念や要望に対して対応策を講じています。

(166) Apple は、Apple Developer Forums、Safari ベータ版リリースノート及び Safari Technology Preview を含む既存のフォーラムやその他の通知手段を通じて、ウェブサイト事業者の意見を考慮しています。

(ii) 法第 7 条ただし書及び第 8 条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行った事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明（他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第 7 条ただし書又は第 8 条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかった事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行った時期、当該判断の理由を含む。）

(a) 他の事業者のアプリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アプリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為

(b) 基本動作ソフトウェアにより制御される機能であって、指定事業者（その子会社等を含む。（c）及び（e）において同じ。）が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為

(c) 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを拒否する若しくは制限する行為

(d) 個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為

(e) 個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為

(167) Apple は、本報告書提出時点において、かかる行為を行っていません。

(iii) (i)の措置の実施に当たっての検討の経緯として次に掲げる事項

(a) 当該措置の実施に当たっての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかった理由

(168) 当該他の措置は考慮されませんでした。

(b) 当該措置の実施に当たっての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

(169) 措置の実施過程において、市場分析、利用者調査又はその他の調査は実施されませんでした。

(iv) その他法第 5 条から第 13 条までの規定を遵守するために講じた措置に関して次に掲げる事項

(a) 当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要

(170) Apple は 2025 年 12 月 18 日以降に初めてフィードバックを受け取る予定であるため、本報告書提出時点において検討していません。

**(b) (a)の個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの
反応に基づく措置の変更その他の対応**

(171) 本報告書は、Apple が本法に基づき初めて提出する遵守報告書であるため、該当事項はありません。

(c) その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

(172) 関連事項は本報告書の II(i)に記載されています。

III. その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

**(i) 法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な
協議の内容**

(173) Apple は、様々なステークホルダーと継続的に連携しています。Apple は、デベロッパからの質問やフィードバックに対応してきており、今後も対応を続けてまいります。デベロッパは、上記パラグラフ (162) で述べたとおり、「お問い合わせ」、「フィードバックアシスタント」、「Apple Developer Forums」等の様々なチャンネルを通じて、フィードバックを提供したり、サポートを求めたりすることができます。

(ii) その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

(174) 特段の報告事項はありません。

IV. 遵守報告書付属文書 - 用語集

- (1) 本報告書で使用されるすべての定義済み用語及び略語は、本付属文書に記載されています。

定義用語及び略語

定義用語／略語	説明
ADA	Apple Developer 契約
代替決済処理	代替的な決済処理手段
API	アプリケーションプログラミングインターフェース
Apple	Apple は、Apple Inc.及び iTunes 株式会社を指します。
ブラウザエンジンシュワード	Web ブラウザエンジンを運用・保守するデベロッパ
包括的正当化事由	ユーザーのスマートフォンのサイバーセキュリティの確保、ユーザーのプライバシーの保護、青少年の保護、スマートフォンの異常動作の防止、スマートフォンを通じたギャンブルその他の犯罪行為の防止、及び／又は知的財産権の保護
CTC	コアテクノロジー手数料/Core Technology Commission
デフォルトブラウザエンタ イトルメント	iOS 上でアプリをシステムのデフォルトブラウザに設定することを許可する別のエンタイトルメント
デベロッパ	サードパーティ製ソフトウェアアプリデベロッパ
DPLA	Apple デベロッパプログラム使用許諾契約
貴委員会	公正取引委員会
JIT	ジャストインタイム
透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
スマホ法又は本法	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）
本法ガイドライン	スマホソフトウェア競争促進法に関する指針

定義用語／略語	説明
オンボーディングカード	オンボーディングカードは、iOS 26 のリリースで導入された新機能であり、Safari のスタートページに検索エンジンの選択画面を表示する機能が含まれます。
OS	基本動作ソフトウェア
PII	個人識別情報
SDK	ソフトウェア開発キット
SLA	iOS ソフトウェア使用許諾契約
WebKit	Apple 独自のブラウザエンジン
WWDC	世界開発者会議/Worldwide Developers Conference
WWDR	Worldwide Developer Relations